

新冠町

開町 明治 14 (1881) 年 9 月 1 日

町制施行 昭和 36 (1961) 年 9 月 1 日

■にいかっぷ町名の由来

この地は、はじめ「ピポク」(岩の陰)の名で呼ばれていましたが、文化6年「ニカプ」(楡)に改められ、これに新冠の文字を当てて地名となりました。

この地に住むアイヌが「ニカプ」(楡)の皮で作った着物を着ていて、その色が茶褐色を帯びた特有のものであったからだといえます。

■町章(町旗): 昭和 43 年 3 月 21 日制定

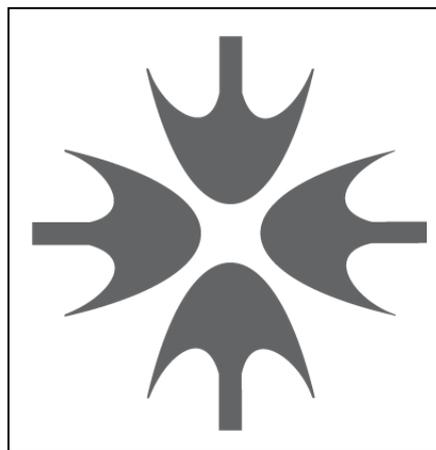
[制定の趣旨]

北海道 100 年記念及び新冠町開町 87 年を記念して、われわれの先駆者たちが理想高き開拓者精神をもって、きびしい大自然を切り開き、たゆまぬ努力を積み重ねて今日の新冠町を築き上げ、さらに近代化の理想にむかって躍進しようとしている新冠町を象徴し、誇りと親しみをもって広く町民に愛用される新冠町章及び新冠町旗を制定したものです。

[デザインの説明]

開拓具、馬の蹄、船の錨、王冠、北のイメージを現代的に表現し、力強く躍進する新冠町の未来を象徴したものです。

開拓具は開拓者精神を、馬の蹄は馬産地王国を、船の錨は海の幸、王冠は新冠の「かんむり」を表し、これらを 4 個組み合わせることで北海道の「北」を形作り、町民の平和と団結、先端の鋭針は限りなく躍進する新冠町を表現しています。



■新冠町民憲章: 昭和 51 年 9 月 28 日制定

わたくしたちは、日高の秀峰幌尻岳をのぞみ、緑ゆたかな大地と、茫洋たる太平洋にはぐくまれた新冠の町民です。

わたくしたちは、先人の開拓精神を受けつぎ、たくましく未来に向かって躍進する住みよいまちをつくるため、この憲章を定め、実行します。

1. いつも、丈夫なからだをつくり、いきいきと働く町にします。
1. いつも、明るいあいさつをかわし、きまりを守る町にします。
1. いつも、たがいにはげまし合い、助け合う町にします。
1. いつも、すすんで学び、文化の高い町にします。
1. いつも、まわりを美しくし、自然を大切にす町にします。

はじめに

新冠町は、明治14年9月1日に新冠郡高江村外10カ村戸長役場が高江村に設置され、この日を開町と決めました。

また、昭和36年9月1日に町制が施行され、来年（平成23年）は、開基130周年・町制施行50周年という節目の年を迎えます。

これまで多くの先人のたゆまぬ努力により、今日のまちの発展と礎が築かれてきたことに対しまして、あらためて感謝と敬意を表する次第です。

多くの人々が夢や希望を抱いた21世紀を迎えて、早くも9年が経過し、科学技術の進歩など未来への新たな展望が拓かれる一方で、都市と地方の格差や本格的な人口減少・超高齢化社会の到来、地球規模での環境・エネルギー問題などに加え、戦後最大の世界同時不況など、社会・経済を取り巻く環境は非常に厳しい状況下であり、我が国は、かつて経験したことのない課題に直面しているといえます。

こうした社会・経済情勢により、本町も大きな影響を受けることは必至であり、これからの10年は、これまで以上に町民の皆さんと町行政が力を合わせ、一体となってまちづくりに取り組まなければなりません。

このたび平成22年度（2010年度）を初年度とし、計画期間を10年間とする「第5次新冠町総合計画」を策定いたしました。

昭和47年に第1次となる「豊かな新冠町をつくる計画」を策定して以来、これまで4次（4回）の計画を策定し、まちづくりを進めてきました。

本計画については、まちづくりの将来像を「笑顔あふれる“レ・コードなまち”にいかっぷ」として、まちづくりの基本方向や基本施策を示し、町民と行政の「協働」を前提とした行動の指針と位置付けております。

今後は、この計画に基づく具体的な取組みを積極的に展開する所存でありますので、より一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、熱心に審議いただきました豊かな新冠町を造る計画委員会委員、町議会議員の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成22年3月

新冠町長 小竹 國 昭

目次

■序論

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	2
3	計画の構成	3
4	計画の期間	3
5	町の概況	4
6	時代の潮流	5
	(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来	5
	(2) 深刻化する地球規模での環境問題	6
	(3) 高度情報化社会の進展	6
	(4) 地方分権の進展と協働のまちづくり	7
7	町の主要課題	7
	(1) 人口の減少	7
	(2) 少子化への対応	7
	(3) 超高齢化社会への対応	7
	(4) 地域産業の活性化	7
	(5) 地域から取り組む地球環境の保全	8
	(6) 高度情報化への対応	8
	(7) 地方分権改革の推進	8
	(8) 財政の健全化	8
8	「レ・コード」の定義と総合計画への反映	9

■基本構想

第1章	まちづくりの基本方向	12
1	まちづくり将来像	12
2	主要指標	13
	(1) 総人口	13
	(2) 世帯数	13
	(3) 年齢別人口構成	14
	(4) 産業別人口構成	15
3	土地利用の方針	16
第2章	分野別施策の方向	17
1	健康で安心して暮らせるまちづくり	17
2	潤いある環境を創出するまちづくり	17
3	快適で暮らしやすいまちづくり	18
4	安全で安心して暮らせるまちづくり	18
5	力強く安定した産業づくり	19
6	学校・家庭・地域社会が一体となった人づくり	20
7	自立したまちづくり	21

□ 施策の体系表	22
■基本計画	
第1章 健康で安心して暮らせるまちづくり	
1-1 福祉の充実	26
1 地域福祉の充実	26
2 高齢者福祉の充実	28
3 児童福祉の充実	31
4 障がい者福祉の充実	34
5 低所得者福祉の充実	37
1-2 健康の維持増進	38
1 保健の充実	38
2 医療の充実	41
第2章 潤いある環境を創出するまちづくり	
2-1 自然環境の保全	43
1 地球温暖化対策	43
2 森林の保全	44
3 景観の形成	46
2-2 環境・衛生の向上	47
1 ごみ処理・リサイクルの推進	47
2 環境衛生・美化活動の推進	48
3 火葬場・墓地の維持管理	49
第3章 快適で暮らしやすいまちづくり	
3-1 社会基盤の向上	50
1 住環境の整備	50
2 上水道の整備	52
3 下水道・排水施設の整備	53
4 道路・交通網の整備	54
3-2 利便性の向上	56
1 公共交通の確保	56
2 情報通信基盤の整備	57
第4章 安全で安心して暮らせるまちづくり	
4-1 安全の確保	59
1 防災対策の強化	59
2 治山・治水の整備	61
4-2 安心の確保	62
1 消防・救急の強化	62
2 交通安全・防犯の強化	64

第5章 力強く安定した産業づくり		
5-1 農業の振興	65
1 担い手の育成・確保	65
2 農業生産基盤の確立	67
3 稲作振興	69
4 野菜振興	70
5 軽種馬振興	72
6 酪農振興	74
7 肉用牛振興	76
5-2 林業の振興	78
1 林業振興	78
5-3 水産業の振興	80
1 水産業振興	80
5-4 商・工業の振興	82
1 商・工業振興	82
5-5 観光の振興	84
1 観光振興	84
5-6 雇用環境の充実	87
1 雇用対策	87
第6章 学校・家庭・地域社会が一体となった人づくり		
6-1 幼・小・中教育の充実	88
1 幼児教育の推進	88
2 学校教育の充実	90
6-2 生涯教育の充実	95
1 レ・コード館での生涯学習の充実	95
2 社会教育事業の充実	97
3 青少年の健全育成	99
4 家庭教育の充実	100
5 生涯スポーツの推進	101
6 郷土文化・芸術文化の推進	103
第7章 自立したまちづくり		
7-1 協働のまちづくり	105
1 まちづくりの推進	105
2 広報広聴の充実	110
7-2 確かな行財政の確立	111
1 行政運営の充実	111
2 財政運営の確立	113
3 広域行政の推進	115
附属資料	117



序 論



Niikappu

1 計画策定の趣旨

町は平成 12 年度（2000 年度）を初年度とし、計画期間を 10 年とする「第 4 次新冠町総合計画」を策定し、これに沿って様々な施策や事業を展開しながら、町民福祉の向上をはじめ、新冠町の発展をめざしてきました。

この間、我が国は本格的な人口減少時代に突入するとともに、世界金融危機と戦後最大の世界同時不況などにより、社会、経済、雇用などあらゆる面において厳しさが増している中、本町においても少子高齢化の進行と人口減少や地域産業・経済の低迷など諸課題への対応に加え、地球規模の環境問題や高度情報化、地方分権改革の推進など、時代の潮流を的確にとらえながら、本町の独自性・優位性を再認識し、創意工夫と町民の行動力を結集して各種の施策等に取り組み、これからも住み続けたい、住んでみたいまち「新冠町」を築いていかなければなりません。

このことから、平成 21 年度をもって終了する現計画に続き、町民と行政の協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、まちづくりの基本的な考え方や基本方向を示す、新たな「新冠町総合計画」を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、地方自治法第 2 条第 4 項において基本構想の策定が義務付けられている地方自治体の最上位計画であり、次のような役割を持ちます。

- ① 計画的に行政運営を行うための指針です。
- ② 町民と行政の“協働のまちづくり”を確立し、あるべき将来像の実現に向けて行動するための指針です。
- ③ 国・道・関係機関等に対して、新冠町のまちづくりの意志を示すための指針です。

3 計画の構成

第5次新冠町総合計画は、基本構想と基本計画によって構成します。
なお、基本計画で定めた施策を具体化するために、別の実施計画を策定します。

(1) 基本構想

まちづくり将来像やまちづくりの基本的な考え方、基本方向を示すとともに、基本計画の指針となるものです。

(2) 基本計画

基本構想で定めた将来像とまちづくり方向を踏まえて、その実現に必要な施策・事業を体系的に定め、その内容を示します。

(3) 実施計画

基本計画で定めた施策を具体化するための計画であり、毎年度の予算編成及び行政運営の指針となります。

計画期間は3年間で、社会情勢や財政状況を踏まえ毎年度見直しと調整を加える、ローリング方式で進行管理していきます。

4 計画の期間

平成22年度（2010年度）を初年度とし、平成31年度（2019年度）までの10年間とします。

《計画構成と期間》

年度	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31
基本構想	10年間									
基本計画	10年間									
実施計画	3年間									
		3年間								
			3年間							
						→ 以降、3年ごとローリング				

5 町の概況

(1) 位置、地勢、面積

本町は、北海道の南部、日高支庁管内のほぼ中央に位置し、東側は新ひだか町と丘陵性台地によって接し、西側は厚別川を境界に日高町と接しています。北側は「日高山脈襟裳国定公園」の主峰、幌尻岳（2025m）を擁する日高山脈を境界として十勝支庁に連なり、南側は太平洋に面し全体として、北東から南西にのびる帯状の行政区域となっており、面積は 585.88 km² でその約 75% を山林が占めています。

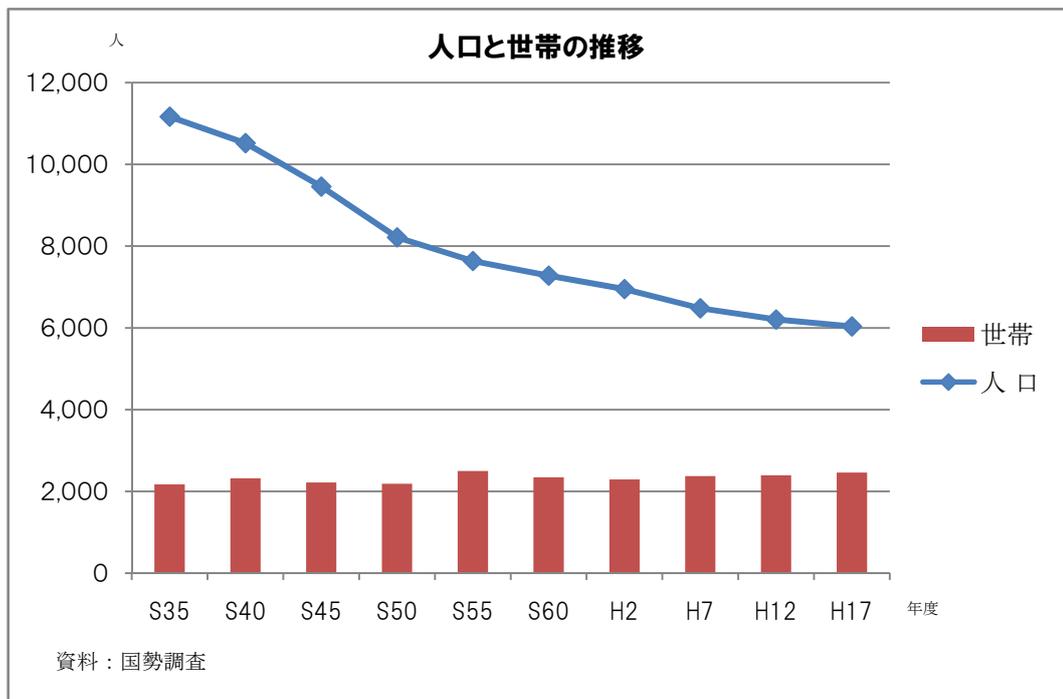
(2) 気象

本町は海洋性気候に属し、年間平均気温は 8.5℃ で夏は涼しく、最深積雪量は 15 cm 程度と少なく、冬は温暖で年間を通して過ごしやすい気象条件となっています。

(3) 人口と世帯数

本町の人口は、昭和 35 年国勢調査の 11,166 人（世帯数 2,173 世帯、1 世帯当たり人員 5.1 人）をピークに減少を続けております。

直近の平成 17 年国勢調査総人口は 6,034 人（世帯数 2,461 世帯、1 世帯当たり人員 2.5 人）で、人口減少とは逆に世帯数が増加しており、高齢化等による単身世帯の増加と核家族化が進行しているといえます。



6 時代の潮流

(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

我が国では、老年人口（65歳以上）が増加する一方で合計特殊出生率が減少し、年少人口（14歳以下）は年々減少しています。

平成17年（2005年）には、日本の総人口は当初の予測よりも早く、戦後初めて減少に転じ、人口減少社会に突入しました。

今後もこの傾向は一層進み、平成58年（2046年）には1億人を割るものと推計されています。

また、高齢社会白書[※]によると、平成19年10月1日現在の高齢化率は21.5%でいわゆる超高齢社会[※]を迎え、同じく平成20年10月1日現在の高齢化率は22.1%で高齢者人口も過去最高となり、高齢化率は今後も長期にわたって上昇することが予測されています。

こうした少子高齢化の進行と人口減少社会の到来により、労働力の減少による経済の停滞、税収の減少や社会保障費の増大など社会に様々な影響をもたらすと考えられます。

※高齢社会白書

高齢社会白書は、高齢社会対策基本法に基づき、平成8年から毎年政府が国会に提出している年次報告書であり、高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、また、高齢化の状況を考慮して講じようとする施策について明らかにしているもの。

※超高齢(化)社会

高齢化率が21%を超えた社会。14%を超えた社会を「高齢社会」、7%を超えた社会を「高齢化社会」としている。

(2) 深刻化する地球規模での環境問題

20 世紀における爆発的な人口増加と驚異的な経済成長がもたらした大量生産、大量消費、大量廃棄という社会システムにより、人間活動から生じる環境負荷は地球生態系に取り返しのつかない影響を及ぼしつつあります。

地球温暖化や化石燃料等の資源の枯渇、生態系の危機など環境問題が顕在化し、とりわけ地球温暖化問題は、我々人類のみならず地球上の生物すべてに危機的な状況を生じさせています。

一方、企業等の環境配慮への意識も高まってきており、ISO14001[※]の認証取得件数が増加しているほか、環境保全活動に取り組むNPO[※]も増加しています。

このような中、政府においては2020年時点においてCO₂排出量25%削減(対1990年)という目標に向けて、様々な分野において施策の積極的な展開が見込まれます。

(3) 高度情報化社会の進展

高度情報通信技術の急速な発達により、インターネットは企業における経済活動の分野だけでなく、個人や家庭など社会全体に浸透し、様々な情報の検索や受発信、ネットショッピングやネットオークションの利用にとどまらず、双方向の円滑なコミュニケーションの手段として、ブログ[※]やSNS[※]による様々な情報発信が自由活発に行われています。

一方、個人情報の流出や悪用、コンピュータウィルスの侵入、匿名性を悪用したネット詐欺などの犯罪、青少年に有害な情報のまん延など、社会全体に悪影響を及ぼす危険性をはらんでおり、個人情報保護や情報セキュリティ対策がより一層重要になるといえます。

※ISO14001

国際標準化機構(ISO:International Organization for Standardizationの略)が定める事業活動における自主的な環境の手続・システムに関する国際規格(14000シリーズ)のうち、環境マネジメントシステムの標準化を取り扱ったもの。

※NPO(Non-Profit Organization)

ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

※ブログ

ウェブ(web)とログ(log)を組み合わせた造語ウェブログ(weblog)の略。個人や数人のグループによる、日記や評論などを掲載するwebサイトの総称。

※SNS(エスエヌエス:Social Networking Serviceの略。)

参加者がそれぞれの趣味、友人、生活について公開して幅広いコミュニケーションをとることを目的に、人と人のつながりを促進会員制のWebサイト。

(4) 地方分権の進展と協働のまちづくり

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立し、国と地方の役割分担や国の関与のあり方についての見直し、これに応じた税源配分等の財政上の措置の在り方について検討が進められており、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」への移行が着実に推進されています。

このため、地方自治体は行政能力や財政基盤を強化し自立性を高め、住民は地域づくりを行政に任せる姿勢ではなく、住民自らが主体となる地域自治・住民参画のまちづくりが重要になってきます。

7 町の主要課題

時代の潮流を踏まえつつ、町の発展に向けた主要な課題を整理すると、次のとおり挙げることができます。

(1) 人口の減少

今後も若年層の流出と少子高齢化の影響による人口の減少が続くものと見込まれることから、当町の特性や魅力、すべての地域資源を最大限に活かし、定住・移住を誘発する取り組みについて、まち全体で展開し、まちの根幹を成す人口を確保することが重要です。

(2) 少子化への対応

子どもは地域社会に活力と希望を与える大切な役割を担っています。このことから、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境を、ハード・ソフトの両面で充実することが必要です。

(3) 超高齢社会への対応

今後、さらに高齢者比率が高くなり、高齢者人口も増加することが予測されます。年金・保険・住宅・介護・医療・健康等あらゆる面において、安心を確保するとともに、高齢者がサービスの受け手ではなく、地域社会を支える担い手として積極的な役割を担う必要があります。

(4) 地域産業の活性化

町の基幹産業である農業をはじめ、各分野において経営者の高齢化や後継者不足などが問題となっていることから、確かな担い手の育成・確保が必要です。

また、農商工連携や異業種の繋がりなどを深め、生産物の付加価値化などによる地域産業の活性化が求められます。

（５）地域から取り組む地球環境の保全

二酸化炭素の吸収源としての機能を発揮させるため、森林の適切な保全・整備とバイオマス※の利活用、リサイクルや省エネ対策、太陽光発電システムの導入奨励など、環境負荷の少ない地域づくりを進める必要があります。

（６）高度情報化への対応

当町におけるブロードバンド※サービスは、市街地などの一部地域のみでしかサービスの提供がなされておりません。

このため、ブロードバンドサービスエリアの拡大に向けた要請や情報通信技術の向上による新たなサービス提供も見据え、高度情報化社会に対応した環境の整備を図る必要があります。

（７）地方分権改革の推進

地方分権改革が進められる中で、地方自治体の主体性や自立性が強く求められています。

また、道州制※を見据えて、道は多くの事務事業に係る権限を基礎自治体である市町村への移譲を進めており、住民サービスの向上に直結するものについては、積極的に移譲を要望する必要があります。

（８）財政の健全化

町財政は、自主財源が限られる中、人口の減少などにより大幅な税収の増加が期待できない社会状況に加え、少子高齢化の進行等に伴う社会保障費の増加などにより、今後一層厳しい状況が見込まれます。

このため、引き続き行財政改革の推進により効果的かつ効率的な行財政運営を図る必要があります。

※バイオマス

家畜ふん尿、稲わら、食品廃棄物、林地残材などの再生可能な生物由来の有機性資源（石炭や石油などの化石資源を除く）。

※ブロードバンド(サービス)

高度な通信回線（光ファイバー、ケーブルなど）の普及によって実現されるコンピューターネットワーク。又は大容量のデータを活用したサービス。

※道州制

国内を幾つかのブロックに分けて、広域自治体である道州を設置し、国から道州、市町村へ大幅な権限移譲を行い、さらには地域コミュニティや民間の役割を高めていくことによって実現する、地域主権型の自治の仕組み。

8 「レ・コード」の定義と総合計画への反映

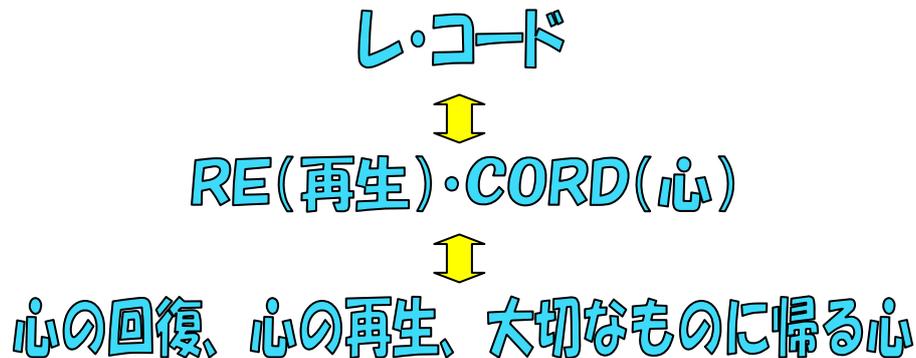
♪ 「レ・コード」の定義

20世紀の音楽遺産であるアナログレコードの収集から端を発した「レ・コード&音楽によるまちづくり」は、単なるレコードを活用したまちおこしだけではなく、「レコード/RECORD」を「レ・コード/RE・CORD」と表記し、REはその頭文字からなるリターン（帰る）、リメンバー（思い出）、リラックス（くつろぐ）、リフレッシュ（回復）などの言葉を指し、CORDはラテン語で「心」という意味で、これを組み合わせた「レ・コード」は、「大切な心に帰る・心の再生」、さらには、「やさしさ・いやし・ゆとり・やすらぎ」など大きな意味の広がりを持つ言葉（造語）として、当町が独自に生み出したものです。

♪ 総合計画への反映

新しい総合計画においては、第4次総合計画に引き続き、「レ・コード」をまちづくりの原点として位置付け、あらゆる施策の根底には、「レ・コード」の持つ意味や精神が反映されております。

そして、第5次総合計画の推進を通じて、「レ・コード」という言葉とその持つ意味をまち全体に浸透させ、さまざまな視線の先に、「レ・コード」を追求する活動や取組みが活発に展開され、それらをまちづくりの推進力へと進化させることが必要です。





基本構想



Niikappu

第1章 まちづくりの基本方向

1 まちづくり将来像

第4次新冠町総合計画において初めて、レ・コードが意味する「心の再生・回復」つまり、現代において失われつつある本来の大切な価値である「心・やさしさ・いやし・ゆとり・やすらぎ」が実感できるまちを「レ・コードなまち」と定義いたしました。

そして、「レ・コード」の持つ意味は、これから先も変わることのない「まちづくりの原点」として、広く町民に浸透を図り、育むことが大切です。

本『第5次新冠町総合計画』は、これまでの町の歩みと成果を継承し、すべての町民が健康で楽しくいきいきと暮らし、笑顔があふれる新冠町の創造に向けて、まちづくり将来像を次のとおり定めます。

笑顔あふれる “レ・コードなまち” にいかっぴ

笑顔は、健康で安心な暮らしから生まれます。

笑顔は、潤いある環境から生まれます。

笑顔は、快適な暮らしから生まれます。

笑顔は、安全な暮らしから生まれます。

笑顔は、力強く安定した産業から生まれます。

笑顔は、地域社会が一体となった人づくりから生まれます。

笑顔は、自立したまちの町民パワーから生まれます。

そして、町民誰もが笑顔で「わが町はレ・コードなまちです。」と誇れることを目標にします。

2 主要指標

〔将来人口等の想定〕

(単位:人・世帯・%)

		基準年【国勢調査】 平成17年(2005)		直近数値【住基】 平成22年1月末		最終年【想定】 平成31年(2019)		増減率 H31/H17
		実数	%	実数	%	実数	%	
人口	総数	6,034	100.0	5,863	100.0	5,500	100.0	▲8.8
	0～14歳	840	13.9	733	12.5	650	11.8	▲22.6
	15～64歳	3,688	61.1	3,574	61.0	3,100	56.4	▲15.9
	65歳以上	1,506	25.0	1,556	26.5	1,750	31.8	16.2
世帯	世帯数	2,461		2,626		2,455		▲0.2
	1世帯人員	2.45		2.23		2.24		▲8.6
就業	就業者総数	3,118	100.0	—	—	2,620	100.0	▲16.0
	就業者比率	51.7%		—		47.6%		—
	第1次産業	1,314	42.2	—	—	1,100	42.0	▲16.3
	第2次産業	453	14.5	—	—	340	13.0	▲24.9
	第3次産業	1,350	43.3	—	—	1,180	45.0	▲12.6

(注) 直近の国勢調査を基準年として推計しております。直近数値は住民基本台帳を用いています。

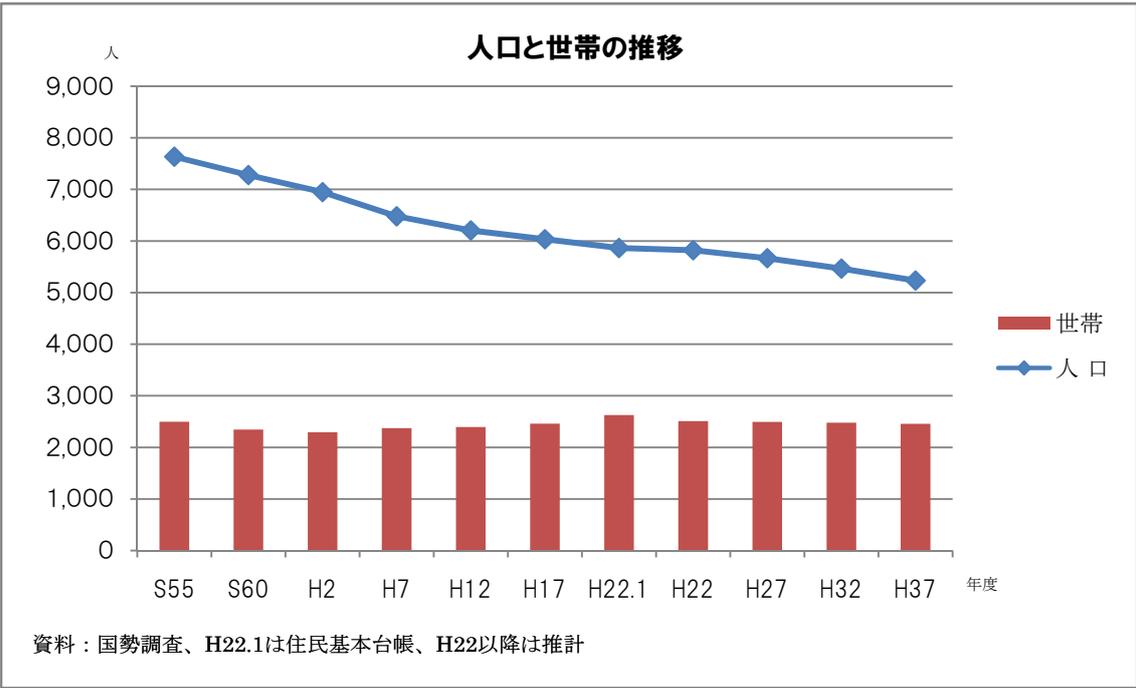
〔人口〕

若年層の流出や少子高齢化の影響により、今後も人口の減少は続くものと見込まれます。

国立社会保障・人口問題研究所が平成20年12月に公表した人口推計を基に、平成18年度から取り組んでいる定住移住促進施策の効果を反映させた独自の推計により、計画最終年次における総人口を5,500人と想定します。

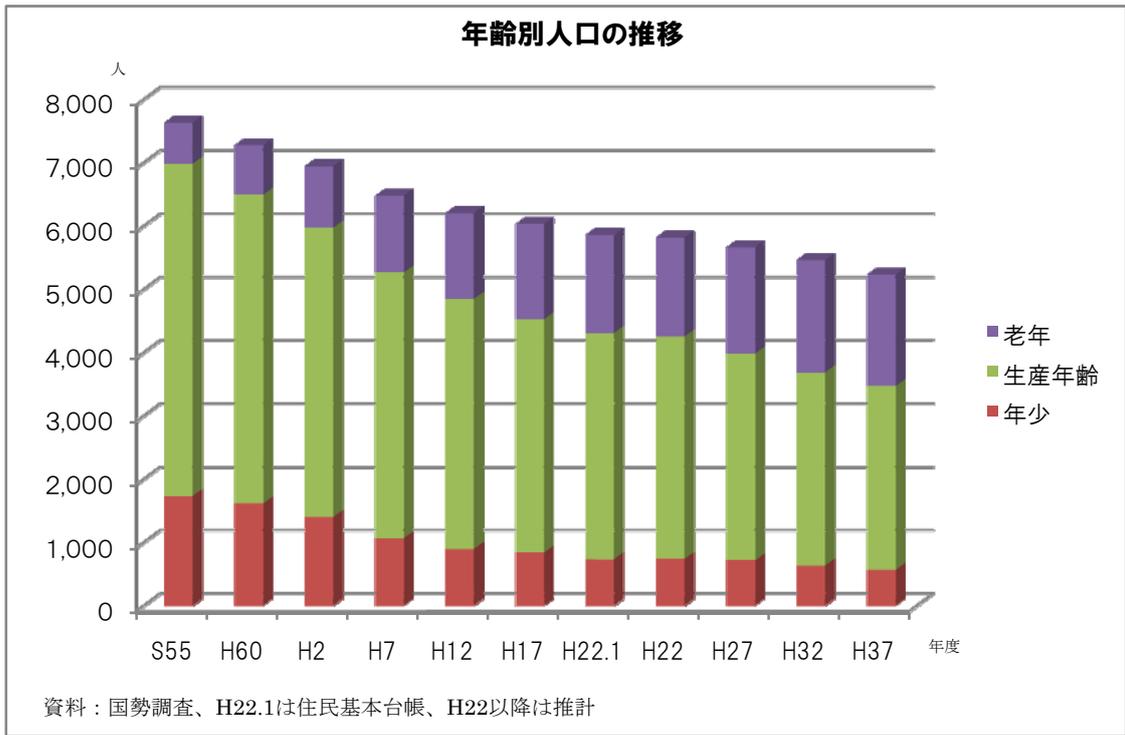
〔世帯数〕

核家族化や単身世帯の増加などにより、増加傾向で推移してきた世帯数も人口減少の影響により計画期間中に頭打ちとなり、計画最終年次における総世帯数は、推計基準年とほぼ同数の2,455世帯、1世帯当たりの世帯人員を2.24人と想定します。



〔年齢別人口構成〕

これまで同様、若年層の流出、出生率の低下や長寿化による少子高齢化が進み、計画最終年次における総人口 5,500 人の年齢別構成を、年少人口（0～14 歳）が 650 人、11.8%、生産年齢人口（15～64 歳）が 3,100 人、56.4%、老年人口（65 歳以上）が 1,750 人、31.8%と想定します。



〔産業別人口構成〕

経済の低迷などにより第1次・第2次産業の構成比が低下し、高齢化により就業者総数が減少する傾向は、今後も続くことが予想され、計画最終年次における就業者総数を総人口の47.6%にあたる2,620人、産業別構成として第1次産業が1,100人、42.0%、第2次産業が340人、13.0%、第3次産業が1,180人、45.0%と想定します。



3 土地利用の方針

土地は、将来にわたって限られた資源であるとともに、町民の生活や産業経済活動などの共通の基盤となるもので、その利用のあり方は、まちの発展や町民生活の向上と深い関わりを持ちます。

このことから、合理的、計画的なまちづくりが進められるよう、次のとおり基本方向を定め、土地利用の調和を図りながら適正な規制・誘導を行います。

土地利用の基本方向

①人と自然が共生する、環境にやさしい土地利用の推進

- 恵まれた自然環境と景観の保全に努め、自然の恵みを感じながら潤いのある生活ができる土地利用に努めます。
- 人と自然が永続的に共存・共栄できる環境や美観に配慮した土地利用を進めます。

②計画性のある、高度な土地利用の推進

- 土地の利用に関する法令や計画を適正に運用し、無秩序な開発を抑制します。
- 遊休地や低利用地の有効利用に努めます。
- 計画的な用途に応じた土地利用を進めます。

③安全性や経済性を高める、機能的な土地利用の推進

- 災害に強く、安心・安全な生活ができる土地利用に努めます。
- 交通基盤や公共施設、産業施設の適正な配置など、機能的で均衡ある発展を促すような土地利用に努めます。

④交流を生み出す、個性と魅力を持った土地利用の推進

- 新冠町の特性や個性を生かし、観光など町外からの来訪を促すような土地利用と機能の整備に努めます。
- 町民はもとより来訪者の満足度を高め、交流を促進するような、町の魅力を高める土地利用を進めます。

第2章 分野別施策の方向

1. 健康で安心して暮らせるまちづくり

(1) 福祉の充実

少子高齢化や核家族化の進行など、社会情勢の変化や多様なニーズに対応するため、地域で支え合う体制の確立や関係機関の連携強化をはじめ、各種サービスの質の向上や関連施設の環境整備などを推進し、さらなる福祉の充実を図り、町民の誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

- 基本施策
- ① 地域福祉の充実
- ② 高齢者福祉の充実
- ③ 児童福祉の充実
- ④ 障がい者福祉の充実
- ⑤ 低所得者福祉の充実

(2) 健康の維持増進

町民の健康意識を高め、充実した保健事業の提供と各種健康診断の受診率向上や健康管理に対する指導体制等の強化により、生活習慣病などの疾病や介護の予防を推進するとともに、救急医療や広域医療体制の充実と医療・保健・福祉の連携による健康推進体制の拡充を図り、町民一人ひとりが健康で暮らせるまちづくりをめざします。

- 基本施策
- ① 保健の充実
- ② 医療の充実

2. 潤いある環境を創出するまちづくり

(1) 自然環境の保全

地球規模での環境問題が深刻化を増す中、温室効果ガスの削減に対する取組みを進めるとともに、森林の適切な保全による水資源のかん養や地球温暖化防止への貢献、豊かな自然環境を基軸とする新冠らしい景観の形成を図り、潤いのあるまちづくりをめざします。

- 基本施策
- ① 地球温暖化対策
- ② 森林の保全
- ③ 景観の形成

(2) 環境・衛生の向上

自然と共生する循環型社会の確立に向けて、ごみの減量化やリサイクル活動、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、地域が主体となった環境美化活動の展開や火葬場・墓地の適正な維持管理により、衛生的で美しい生活環境を創出するまちづくりをめざします。

- 基本施策 ①ごみ処理・リサイクルの推進
- ②環境衛生・美化活動の推進
- ③火葬場・墓地の維持管理

3. 快適で暮らしやすいまちづくり

(1) 社会基盤の向上

少子高齢化の進行やライフスタイルの変化、生活圏域の拡大などを踏まえ、住環境や上下水道、道路など日常生活をはじめ、産業振興や地域経済を支える社会基盤の整備を推進し、快適に暮らすことができるまちづくりをめざします。

- 基本施策 ①住環境の整備
- ②上水道の整備
- ③下水道・排水施設の整備
- ④道路・交通網の整備

(2) 利便性の向上

高齢者や学生など交通弱者の足の確保や公共交通空白地域の解消と合わせ、持続可能で安定した公共交通システムを確立するとともに、民間通信事業者との連携・共同によるブロードバンド環境の充実と地上デジタル放送への円滑な移行を図り、便利で暮らしやすいまちづくりをめざします。

- 基本施策 ①公共交通の確保
- ②情報通信基盤の整備

4. 安全で安心して暮らせるまちづくり

(1) 安全の確保

大雨や大地震などによる過去の自然災害・被災経験を生かし、地域防災・減災体制及び情報伝達体制を確立するとともに、防災・減災資器材の充実とあわせ、保安林の整備や治山事業の推進、治山ダムなど関連施設の適切な維持管理により、災害に強く安全に暮らせるまちづくりをめざします。

- 基本施策 ①防災対策の強化
- ②治山・治水の整備

(2) 安心の確保

火災をはじめ自然災害や事故などから町民の身体・生命・財産を守るために、火災予防の推進や消防体制、救急体制の強化・充実を図るとともに、子どもや高齢者が交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、交通安全運動や防犯活動を強化し、町民が安心して暮らせるまちづくりをめざします。

- 基本施策 ①消防・救急の強化
- ②交通安全・防犯の強化

5. 力強く安定した産業づくり

(1) 農業の振興

農業後継者や新規就農者など担い手の育成確保をはじめ、生産施設の近代化など生産基盤の確立と生産技術の向上により、質の高い農畜産物の生産拡大を図るとともに、農業機械等の共同利活用や共同生産体制の促進、他作物との複合化による経営の安定化を推進し、持続的に発展する農業をめざします。

- 基本施策 ①担い手の育成・確保
- ②農業生産基盤の確立
- ③稲作振興
- ④野菜振興
- ⑤軽種馬振興
- ⑥酪農振興
- ⑦肉用牛振興

(2) 林業の振興

森林の適正な管理・保全と多様な森林整備を推進し、持続的な森林資源の確保による木材の安定供給とともに、人工林資源の有効活用・循環利用による森林関連産業の育成を進め、安定した林業・林産業をめざします。

- 基本施策 ①林業振興

(3) 水産業の振興

資源管理と漁場造成の推進とともに、漁業生産技術の高度化や漁港及び関連施設の整備を促進し、しっかりとした経営基盤と安全で効率的な漁業環境による、資源管理型漁業とつくり育てる漁業をめざします。

■基本施策 ①水産業振興

(4) 商・工業の振興

消費者ニーズを的確にとらえ、地域に根ざした魅力ある個店づくりを推進するとともに、企業の協業化や新しい技術・サービス、新分野への進出を促進することにより、地域経済を活性化する商・工業をめざします。

■基本施策 ①商・工業の振興

(5) 観光の振興

地域のさまざまな資源と連動した多様なメニューの創出など、観光の魅力づくりを推進するとともに、受入体制の整備や観光企画及び広域連携を強化することにより、滞在型の個性ある観光をめざします。

■基本施策 ①観光振興

(6) 雇用環境の充実

新産業への参入や起業の促進、企業誘致などを推進するとともに、各種技能訓練や技能取得などを奨励することにより、雇用機会の創出・拡大をめざします。

■基本施策 ①雇用対策

6. 学校・家庭・地域社会が一体となった人づくり

(1) 幼・小・中教育の充実

幼児期から連続性のある教育の推進と環境の整備を進めるとともに、小・中学校における信頼される学校づくりや確かな学力の育成、豊かな心の育成や学校経営の改善・充実、さらに学校支援地域本部の活用や教育委員会の活性化など幼・小・中教育を充実し、生涯学習の基礎を培う教育をめざします。

■基本施策 ①幼児教育の推進
②学校教育の充実

(2) 生涯教育の充実

町民が生涯にわたって、自主的にいきいきと学ぶことができるよう、レ・コード館における生涯学習の充実とともに、各年代や主体に応じて提供する社会教育や生涯スポーツ、郷土文化・芸術文化など生涯教育の充実により、学校・家庭・地域社会が一体となった人づくりをめざします。

- 基本施策
- ①レ・コード館での生涯学習の充実
- ②社会教育事業の充実
- ③青少年の健全育成
- ④家庭教育の充実
- ⑤生涯スポーツの推進
- ⑥郷土文化・芸術文化の推進

7. 自立したまちづくり

(1) 協働のまちづくり

地域における積極かつ主体的な町民活動の促進とともに、広報活動と広聴機能を充実し、多様な主体と行政の協働によるまちづくりをめざします。

また、まちの根幹をなす人口の確保対策や未利用公有財産の有効活用により、まちの活性化をめざします。

- 基本施策
- ①まちづくりの推進
- ②広報広聴の充実

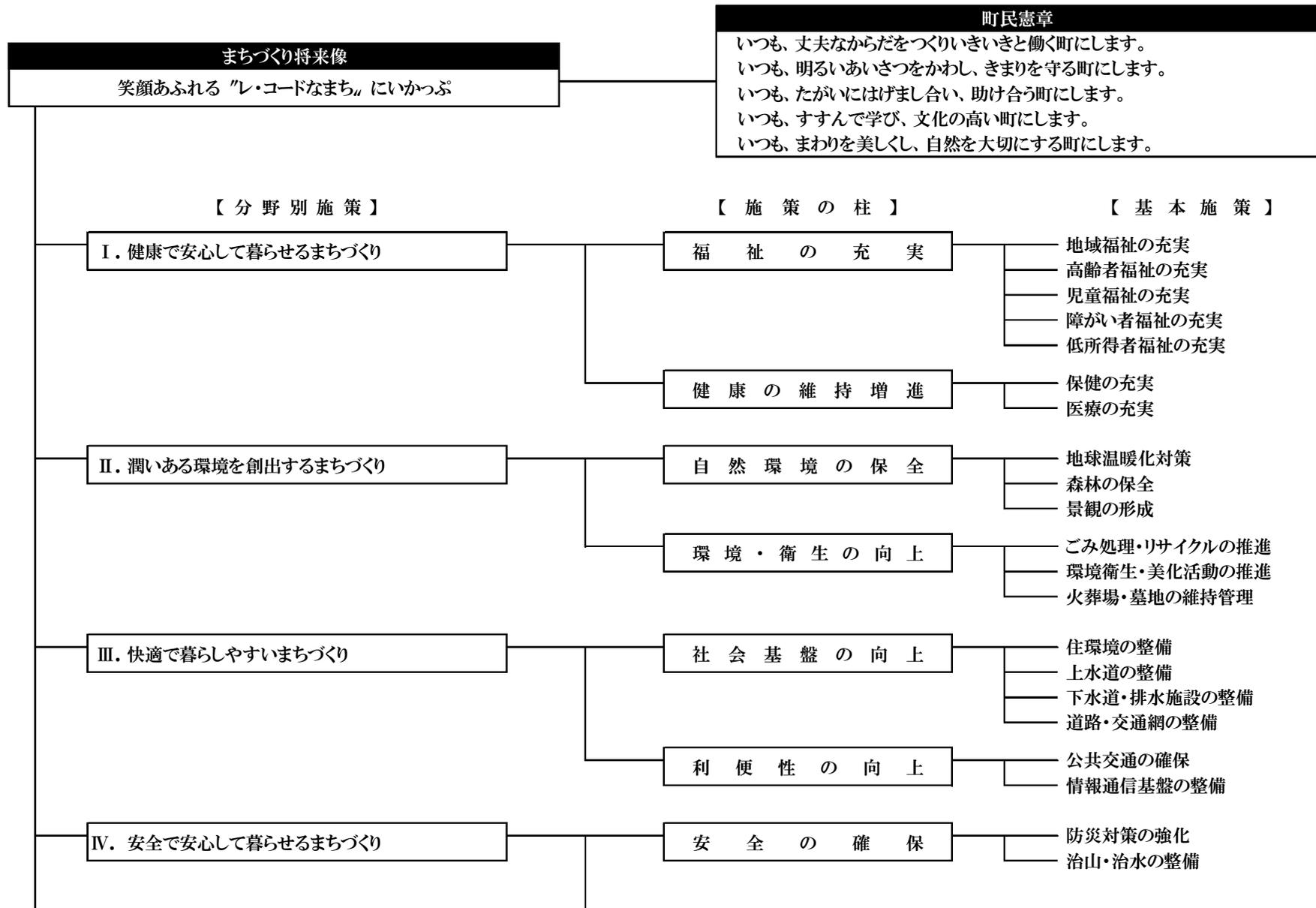
(2) 確かな行財政の確立

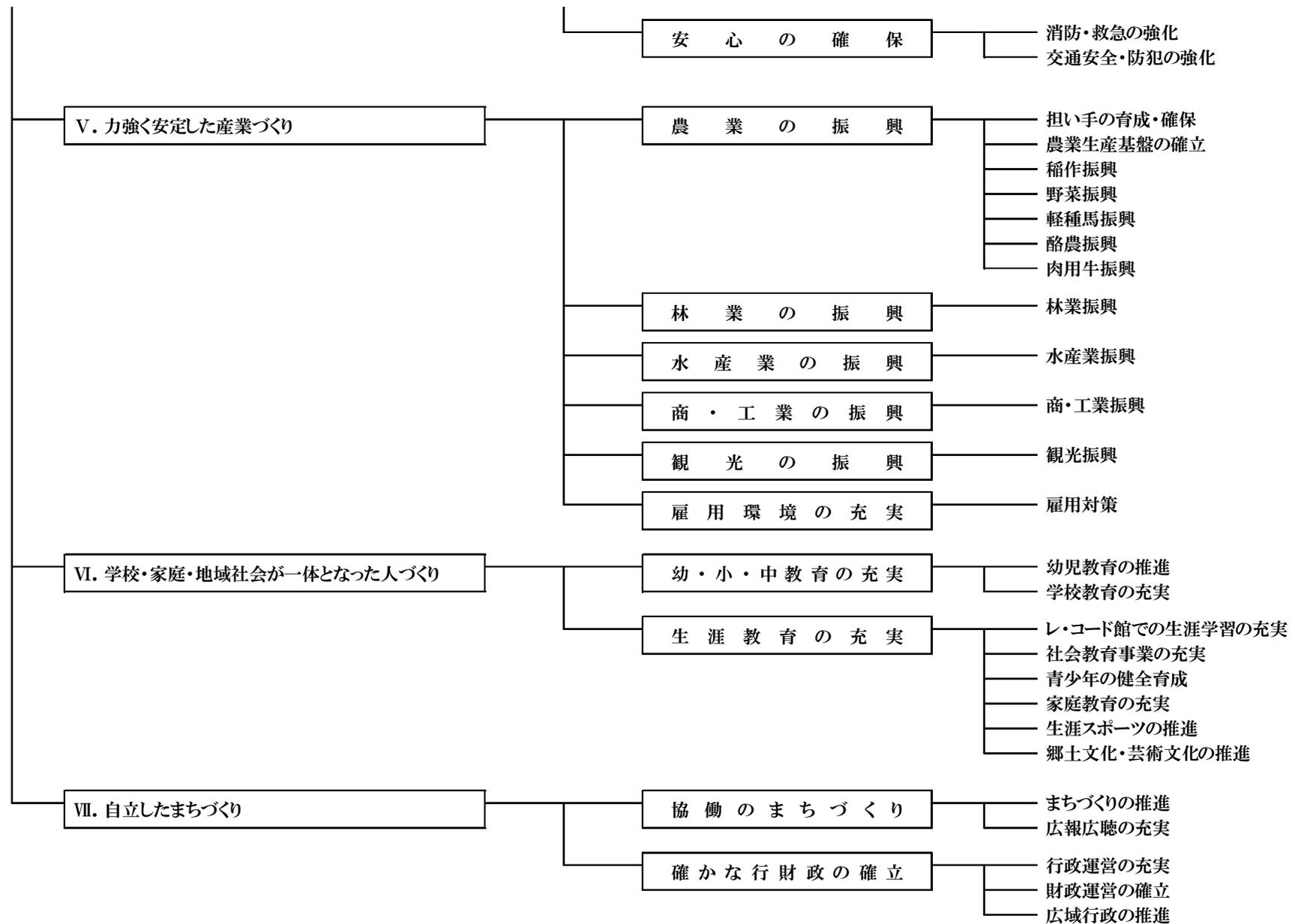
行財政改革による効果的かつ効率的な行政運営と、町債残高の圧縮や収納対策を強化した財政運営を図るとともに、広域行政の推進による高度化・専門化する行政サービスへの対応など、確かな行財政を基盤とする自立したまちづくりをめざします。

- 基本施策
- ①行政運営の充実
- ②財政運営の確立
- ③広域行政の推進



《 施策の体系 》









基本計画



Niikappu

第1章 健康で安心して暮らせるまちづくり

1-1 福祉の充実

1 地域福祉の充実

〔現状及び課題〕

- 急速な少子高齢化や核家族化の進行により、高齢者世帯やひとり親世帯が増加しているほか、障害者自立支援法の施行に伴い、今後、障がいのある方々の施設から地域居住への移行が進むことから、地域において互いに支え合う福祉協力体制の確立が求められてきており、誰もが安心して生活できるまちの実現のため、住民一人ひとりが互いの立場を理解し、互いを支え合う意識の醸成をさらに進める必要があります。
- 地域で支え合う福祉協力体制の実現のためには、ボランティア活動の活発化が期待されます。住民に対するボランティア意識の高揚を図るとともに、地域住民を巻き込んだ福祉活動の活発化を図るため、行政と社会福祉法人などの連携を強化し、ボランティア組織の育成と活動を支援する体制づくりが必要です。
- 誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活を送ることができるよう、高齢者や障がい者の権利の擁護に配慮した取組みや体制が求められます。

〔基本方向〕

- 地域福祉に対する意識の醸成を進め、「レ・コードなまち」（心・やさしさを大切にす町）にふさわしい、ノーマライゼーション※理念の浸透をめざします。
- 関係機関の連携強化により、保健福祉サービスの総合的な提供と町内施設のバリアフリー※化を推進します。
- ボランティア間の交流を促進することにより、活動の活性化を図るとともに、ボランティア養成活動を通じて、相互扶助意識の醸成による地域福祉活動の活性化を図ります。

※ノーマライゼーション

全ての人、そのあるがままの姿で他の人と同等の権利を享受できるようにするという考え方・方法。

※バリアフリー

障がい者や高齢者が活動する際に生ずる障害（バリア）を取り除くため、段差を解消したり手すりを取り付けたりすること。

〔具体施策〕

1. 地域福祉に対する住民への啓発・普及
 - ◆「レ・コード」の本旨の普及によるノーマライゼーション※、相互扶助思想の啓発・普及
 - ◆福祉制度や各種福祉計画の周知
 - ◆広報誌等を活用した福祉情報の提供
2. 地域福祉推進体制の充実
 - (1) 庁内体制の強化
 - ◆保健・福祉・医療・教育の連携強化
 - ◆保健福祉の総合相談体制の充実強化
 - (2) 町内社会福祉法人との連携と機能強化
 - ◆社会福祉協議会を中心とする町内法人の連携と事業推進体制の強化
3. 人にやさしい福祉の推進
 - ◆高齢者や障がい者に配慮した施設・設備の推進
 - ◆高齢者や障がい者の移動交通手段の確保
4. 地域福祉活動の活性化と支援
 - ◆講座や実習機会の創設による、住民への地域ボランティア意識の高揚とボランティア団体間交流の促進による組織の育成支援
 - ◆自治会組織との連携・協議による地域における身近な助け合い体制の推進



※ノーマライゼーション

全ての人が、そのあるがままの姿で他の人と同等の権利を享受できるようにするという考え方・方法。

2 高齢者福祉の充実

〔現状及び課題〕

- 第4次新冠町総合計画において、平成22年3月末（計画最終年）の65歳以上の高齢者比率は、23.8%と想定しましたが、平成22年1月末現在で26.5%と予測を上回る勢いで高齢化の進行が見られ、今後もこの傾向は続き、平成32年3月末には31.8%とさらに高齢化が進むものと見込まれることから、高齢期を迎える方々が安心して生きがいを感じながら地域生活を送れるよう、各種サービスのさらなる充実が求められています。
- 町内には高齢者の入所施設として、共同生活施設、特別養護老人ホーム、有料老人ホームが整備されていますが、今後は介護度の進行に応じた多様な生活環境の整備を図るとともに、老朽化が進む特別養護老人ホームの改修検討が必要となります。
- 介護の必要な高齢者に対しては、介護保険制度の定着により必要なサービスの提供体制が確立されていますが、介護サービス関係者による会議等の設置により、当町に不足するサービスの確認や提供の実現性、現行サービス内容の自己検証・評価を行い、さらなる質の向上に努める必要があります。
- 高齢者が心身ともに健康で生活するためには、介護を予防する取り組みが必要であり、各種予防事業を提供していますが、これらの事業に加え、成年期からの予防意識向上と継続的な取り組みが必要です。
- 今後は、地域包括支援センター※を中心に、高齢者が生きがいを持って健康に生活できるよう、高齢者の健康状態の把握に努めるほか、介護状態を予防するため、成年期の方々を含めた事業提供を目指し、保健事業や社会教育事業との連携による各年齢層に応じた多様な取り組みが必要です。

〔基本方向〕

- 高齢者が健康で生活を送ることができるよう介護・疾病予防を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、安心して生活できる環境整備を図ります。
- 高齢者の生きがいづくりのため、社会活動への参加機会の提供を推進します。

※地域包括支援センター

介護保険法に基づき、高齢者の保健医療福祉の増進を総合的に支援する機能で総合的な相談窓口・介護予防事業の推進・虐待や権利擁護などを業務とする。

- 介護の状態に応じた多様な生活環境を提供できるよう環境整備を進めます。
- 多様なニーズに対する適切なサービス提供の実現のため、町内におけるサービスの質や内容を検証し、サービス向上を図ります。
- 地域包括支援センター[※]を中心に、介護予防の推進を図るとともに、高齢者の権利擁護を図ります。

〔具体施策〕

1. 超高齢社会[※]への対応

- ◆ 超高齢社会[※]に向けた心身の健康維持に資する、介護や疾病予防事業の充実
- ◆ 超高齢社会[※]に対応する、総合相談体制の充実と横断的な事業実施体制の整備
- ◆ 公共施設、街路、住宅のユニバーサルデザイン[※]化の推進

2. 高齢者福祉の推進体制の充実

- ◆ 社会福祉協議会、介護施設・事業所、医療機関等との連携強化
- ◆ 自治会の組織活動支援及びボランティア組織の育成支援

3. 高齢者の健康管理・健康づくりの推進

- ◆ 健康診査や生活機能評価[※]の受診による健康意識の高揚促進
- ◆ 介護予防と疾病予防を視点とした家庭訪問と予防事業の拡充

4. 高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進

(1) 高齢者の活動の場の充実

- ◆ 憩いの家の充実
- ◆ 高齢者向けスポーツ活動の環境整備
- ◆ 高齢者事業団への支援による就労の場の提供

※地域包括支援センター

介護保険法に基づき、高齢者の保健医療福祉の増進を総合的に支援する機能で総合的な相談窓口・介護予防事業の推進・虐待や権利擁護などを業務とする。

※超高齢(化)社会

高齢化率が21%を超えた社会。14%を超えた社会を「高齢社会」、7%を超えた社会を「高齢化社会」としている。

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体状況、国籍、言語などの違いに関係なく、全ての人が使いこなすことのできる製品や施設などをデザインすること。

※生活機能評価

高齢者の心身の低下をチェックし、生活上の機能低下を早期に把握し、寝たきりや要介護状態となることを予防するための検診。

(2) 高齢者の活動の促進

- ◆高齢者のまちづくり活動への参加と知識や技術を伝承する機会の創出
- ◆教育委員会との連携による生涯学習事業の提供
- ◆老人クラブの運営支援と活動機会の拡大

5. 高齢者施設の整備

- ◆「恵寿荘」の施設・設備の改修と運営体制の充実
- ◆デイサービスセンターのサービス提供体制の充実
- ◆介護度に応じた多様な生活環境の整備
- ◆高齢者共同生活施設のサービス提供体制の拡充

6. 在宅福祉サービスの充実

(1) 推進体制の充実

- ◆地域包括支援センター※の機能充実
- ◆福祉従事者やボランティアなど在宅福祉を支えるマンパワー※の確保・育成
- ◆地域住民が支え合う福祉体制の充実

(2) 高齢者の自立生活を促す施策の展開

- ◆緊急通報システム※の整備
- ◆外出や通院などの交通手段の確保
- ◆バリアフリー※住宅への改修に対する支援

7. 高齢者の権利擁護の推進

- ◆地域包括支援センター※を中心とした相談体制と支援機能の充実
- ◆研修会等の開催による権利擁護に関する知識の浸透強化

《関連する計画》

- ・新冠町高齢者保健福祉計画
- ・日高中部広域連合介護保険事業計画

※地域包括支援センター

介護保険法に基づき、高齢者の保健医療福祉の増進を総合的に支援する機能で総合的な相談窓口・介護予防事業の推進・虐待や権利擁護などを業務とする。

※マンパワー

人的資源。人材。

※緊急通報システム

単身高齢者や障がい者世帯等が、自宅における急病や災害などの際、容易に消防へ通報できる装置・システム。

※バリアフリー

障がい者や高齢者が活動する際に生ずる障害(バリア)を取り除くため、段差を解消したり手すりを取り付けたりすること。

3 児童福祉の充実

〔現状及び課題〕

- 常設保育所は、施設の機能分け保育を実施しており、節婦保育所において3歳未満児保育の充実を図っていますが、年々入所希望者が増加し受け入れ態勢の充実が求められています。
また、3歳以上児の保育を実施している新冠保育所は、建物が築35年を経過し老朽化が著しいため、施設整備が急務となっています。
- 地域保育所は、集会施設を利用した認可外保育所であり、保育所最低基準の順守や一定の保育水準以上の保育を行うことが難しいことに加え、朝日保育所（朝日開拓婦人ホーム）は建物が築45年を経過し老朽化が著しいことから、「保育所最低基準」を満たす施設への移行を進め、健やかな育ちを支える充実した環境の提供を図る必要があります。
- 平成21年4月1日より「新保育所指針」が公布され、保育所の役割として従来からの「養護」の視点のほかに、「子どもの活動がより豊かに展開されるための発達の援助」が明確化され、保育所においても「教育に関わるねらい及び内容」が示されたことにより、今後は幼児教育（教育委員会）と相互に関連を持ちながら、総合的な展開が求められます。
- 核家族化などにより子育ての孤立化や子どもに関する理解不足などから、不安や悩みを抱える保護者が増加し、家庭養育力の低下が懸念されるなど、子育てや子育て環境が変化しています。
- このことから、子育て支援センターを設置し相談業務や子育ての情報提供、在宅保育の支援や一時保育事業の実施などをとおして、地域の子育て支援を一層充実する必要があります。
- また、全国的に増加傾向にある児童虐待等の問題については、家庭で内在化しやすく発見しづらいことから、これら問題の未然防止、早期発見できる体制を強化するとともに支援体制を充実する必要があります。

〔基本方向〕

- 施設の老朽化に伴う施設環境の見直しと、常設・地域保育所と子育て支援センターを集約し、保育に「欠ける子も、欠けない子にも」充実した子育て支援が提供できる機能を備えた施設の整備を図ります。
- 安心して子育てができる環境整備と少子化の動向を踏まえ、未来に向けた保育体制の充実と、新たな子育て支援施策の拡充を図るため、保育・子育て支援サービスの内容や質を高める工夫や改善に取り組み、地域の様々な社会資源と連携を図りながら、地域全体で子育ての気運を高める働きかけを積極的に推進します。

- 保護を必要とする児童等の情報収集、支援方策の検討及び支援体制の強化を図るため、地域関係機関で構成する新冠町要保護児童対策地域協議会の機能を充実します。

〔具体施策〕

1. 施設整備の推進

- ◆施設機能を集約化した施設整備
- ◆効果的・効率的な指導体制の充実

2. 子育て支援の拡充と環境整備

(1) 保育需要多様化への対応

- ◆3歳未満児保育機能の拡充
- ◆保育所開設時間の延長
- ◆休日、夜間保育の検討
- ◆病児、病後児保育の推進
- ◆経済的支援対策としての保育料金の弾力化
- ◆遠方幼児のための送迎バスの運行
- ◆職員の保育能力向上のための学習機会の充実
- ◆発育を促す遊具、教材備品の整備

(2) 全ての子育て家庭への支援強化

- ◆子育て支援センター機能の充実
- ◆一時保育事業の拡充
- ◆相談指導体制の強化
- ◆資質を高める研修機会の充実
- ◆放課後児童の学童保育の検討

(3) 地域全体で子育ての気運を高める啓発活動

- ◆子育て情報誌の定期的な発行
- ◆子育て支援団体や機関等との連携協力及び定期的交流
- ◆在宅保育中の保護者同士や在宅児と保育所児の交流機会の拡充
- ◆保育所児と小・中児童生徒との交流及び中学生の「キャリア・スタート・ウィーク」※の検討

※キャリアスタート・ウィーク

中学生の勤労観、職業観を育てるために、5日間以上の職場体験を行う学習活動。

3. 保護を必要とする児童等への支援強化

- ◆ 新冠町要保護児童対策地域協議会の機能充実
 - ◇ 保護を必要とする児童等の情報収集体制の強化
 - ◇ 定期的な協議会の開催
 - ◇ 相談支援体制の強化
 - ◇ 資質を高める研修機会の充実

《関連する計画》

- ・ 新冠町就学前乳幼児すくすくアクションプラン
- ・ 次世代育成支援対策後期行動計画
- ・ 新冠町保育計画



4 障がい者福祉の充実

〔現状及び課題〕

- 障がいのある人もない人も安心して輝きながら生活できる環境整備のため、地域で暮らすすべての人の個性と人格を尊重しあう共生の社会を築くことが求められています。ノーマライゼーション※理念の一層の普及を図るとともに、地域でお互いを支え合う環境づくりが必要です。
- 平成18年から、障害者自立支援法が施行され、障がい別のサービス体系の一元化が図られた一方で、程度区分の審査や利用料の一部負担の発生など、制度が複雑化したことから、新制度の内容をさらに浸透させるとともに、相談支援機能を強化しサービス調整の充実と質の向上が求められています。
また、障がい者福祉施設として、節婦ほろしりの里が整備されていますが、新法施行により入所者の地域移行が進められています。
今後、地域移行する障がい者の活動の場の確保や就労機会の創出などについて、施設や地域と連携した対応が必要です。
- 保健事業や学校教育の連携により、乳幼児期・児童期における障害の早期発見・相談に努めています。児童・保護者に対する養育指導の環境については、近隣町の養育センター機能を利用していますが、利用者の通園の利便性や学校教育との連携強化の観点から、当町におけるセンター設置について検討する必要があります。

〔基本方向〕

- 障がいの種類、程度にかかわらず快適な生活や生きがいを持てる社会活動が営めるよう、環境づくりや意識づくりを推進します。
- 専門職員の訪問を強化することで、相談支援・健康指導機能を充実させ、サービスの調整を強化することで、在宅生活の向上を推進します。
- 乳幼児・児童期における障害の早期発見・相談を充実させ、養育環境の整備を図ります。
- 障がいのある方の就労相談や就労機会の創出を進め、自立生活を支援します。

※ノーマライゼーション

全ての人が、そのあるがままの姿で他の人と同等の権利を享受できるようにするという考え方・方法。

〔具体施策〕

1. 心身障がい者福祉の充実
 - (1) 支援体制の強化
 - ◆相談支援体制の強化
 - ◆障がいの早期発見・早期治療体制の強化
 - ◆町内社会福祉法人との連携による支援体制の強化
 - ◆ボランティアの養成と活動支援
 - (2) 社会環境の充実
 - ◆「障害者週間(12/3～9)」※の啓蒙などノーマライゼーション※理念の普及
 - ◆公共施設、街路、住宅のユニバーサルデザイン※化の推進
 - (3) 自己実現活動への支援の充実
 - ◆生きがい活動の場の提供
 - ◆日常生活における移動交通手段の確保
2. 障がい者の健康管理・健康づくりの推進
 - ◆保健師の訪問による健康指導の充実
 - ◆各種健康診断の受診奨励による健康意識の高揚促進
 - ◆乳幼児健診の推進と相談体制の強化及び障がい児童の養育支援体制の構築
3. サービスの充実
 - ◆法定サービス及び地域生活支援事業の質の向上と提供体制の拡充
 - ◆サービスのコーディネート機能の充実
 - ◆乳幼児及び児童に対する発達支援事業の充実

※障害者福祉週間

広く国民が障がい者の福祉に関心と理解を深めるため、毎年12月1日を「障害者の日」と定めるとともに、障害者の日を起点とする1週間を特に「障害者福祉週間」として障がい者への理解と福祉の増進を目的に全国各地で様々な行事が行われている。

※ノーマライゼーション

全ての人が、そのあるがままの姿で他の人と同等の権利を享受できるようにするという考え方・方法。

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体状況、国籍、言語などの違いに関係なく、全ての人が使いこなすことのできる製品や施設などをデザインすること。

4. 自立と社会参加を促す就労支援

- ◆地域活動支援センターを活用した日中活動の推進と職業体験などを通じた就労支援の強化
- ◆「新冠ほくと園」事業との連携と事業拡充支援
- ◆就労支援に関する関係機関のネットワーク化の推進

《関連する計画》

- ・新冠町障害者基本計画・障害者福祉計画



5 低所得者福祉の充実

〔現状及び課題〕

- 経済の低迷による収入の減少や社会環境の変化などにより、低所得者層が増加傾向にあり、抱える問題も複雑化かつ多様化しています。
- このため、生活基盤の弱い低所得者世帯が、経済的に自立し安心して生活が営めるよう、低所得者世帯の実態を的確に把握し、きめ細かい相談支援体制を整備する必要があります。

〔基本方向〕

- 生活基盤の弱い低所得者世帯が経済的に自立し、安心して生活が営めるよう、民生委員・児童委員の協力を得ながら低所得者世帯の実態を把握し、より細かい相談支援体制を整備します。

〔具体施策〕

- ◆ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の内容や活動状況を広報などで啓発し、町民が主体となって地域社会を担う福祉意識の高揚を図ります。
- ◆ 社会福祉協議会を中心に福祉人材の育成のため、福祉教育についての学習を進め福祉に対する意識向上を図ります。
- ◆ 町民の主体的、積極的な地域の福祉活動への参加促進を図ります。
- ◆ 雇用対策との連動

1-2 健康の維持増進

1 保健の充実

〔現状及び課題〕

《保健活動》

- 保健指導体制として、保健師 6 名に加え歯科衛生士、栄養士各 1 名を配置し、うち 1 名の保健師は介護保険を担当することで専門職の機能を多方面で効果的に発揮できるよう体制を整備していますが、多様化するニーズに対応するために、職員のさらなる資質向上が必要です。
- 年代やライフステージ※に応じた各種検診活動や保健指導を実施していますが、今後は、特に生活習慣病※予防に資するため、特定健診の受診率向上を図るとともに、効果的な特定保健指導の提供により疾病予防の推進に努める必要があります。
- 生涯を通じた町民の健康管理に向けた指導体制を充実させるため、情報のシステム化を進め、妊婦・乳幼児に関する情報の一元化を図るとともに、各種検診データをシステム管理し、年齢構造別の疾病傾向などの分析を深めるなどして、効果的な保健指導を進めていく必要があります。
- 保健・医療・福祉の連携を具現化させるため、関係者による地域ケア会議を組織し、情報交換やケース検討を行っていますが、さらに連携を強化し、障害福祉や高齢者福祉、医療機関との情報共有による一体性を持った支援体制の確立を目指す必要があります。
- 妊婦健診や乳幼児健診、家庭訪問などによる育児支援の充実を図り、安心して出産・育児ができる環境づくりを進める必要があります。
また、子どもが健やかに成長、発達していけるよう相談体制を充実させるほか、発達の評価・療育環境の充実を図る必要があります。
- 保健事業の拠点として保健センターを設置していますが、専門職員は常駐しておらず、今後、保健・医療・福祉相談窓口の一元化による一体的な支援活動が必要とされるため、保健センター機能のあり方について、検討を進める必要があります。

※ライフステージ

発達をいくつかの区切りをもってとらえること。発達段階。(胎生期・乳児期・幼児期・児童期・青年期・成人期・老年期)

※生活習慣病

食生活や生活習慣との関係で発病する病気。(がん・心臓病・糖尿病・脳卒中・高血圧症・高脂血症など)

《健康づくり》

- 生活習慣病※予防や介護予防のためには、健康に関する自己管理と継続的な運動や生きがいを感じる活動の場が必要となります。

このため、健康や介護に関する研修機会、健康体操やウォーキングの奨励、身近な運動メニューの紹介などの対応が求められるので、教育委員会における社会教育や社会体育の各種事業と綿密な連携を図り、町民が魅力と効果を感じる事業の提供を推進する必要があります。

〔基本方向〕

《保健活動》

- 個々の年代や生活環境に対応した各種保健事業を推進し、町民の心身の健康管理を幅広く支援します。
- 母子保健に関する施策の充実に努め、安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- 健康管理や健康づくりの意識を啓発し、健康で生き生きとした住民生活を促進します。
- 各種健康診断の受診を促進し、疾病予防の施策を進め、町民の健康維持と医療費の抑制を図ります。

《健康づくり》

- 町民が健康を意識し、日常生活の中で疾病や介護の予防活動に取り組むための環境づくりを促進します。

〔具体施策〕

1. 保健事業の推進

(1) 推進体制の充実

- ◆保健活動の拠点としての保健センター機能の拡充
- ◆保健・医療・福祉の連携強化と各種相談窓口の一元化による機能充実
- ◆教育委員会や事業所などとの連携による推進体制の強化

(2) 保健事業の充実

- ◆特定健診や特定保健指導の受診率向上による生活習慣病※予防の強化
- ◆各種検診の受診率向上による疾病予防の強化

※生活習慣病

食生活や生活習慣との関係で発病する病気。(がん・心臓病・糖尿病・脳卒中・高血圧症・高脂血症など)

- ◆ 新生児の全戸訪問による母子保健、子育て支援の推進
- ◆ 保健指導における歯科衛生指導や栄養指導の推進
- 2. 健康管理・指導体制の充実
 - ◆ 各ライフステージ※に応じた健康管理・指導体制の整備
 - ◆ 保健関係の専門職員の確保と定着化及び資質向上
 - ◆ 医療・福祉・教育・職域との連携強化
 - ◆ 健康管理情報のシステム化による保健指導の充実
- 3. 健康づくり活動の推進
 - ◆ 自治会等の地域組織と連携した健康意識の啓発
 - ◆ 健康づくりを普及、推進する活動組織の育成
 - ◆ 教育委員会との連携による健康づくりに資する運動活動の習慣化

《関連する計画》

- ・ 新冠町特定健診・特定保健指導実施計画



※ライフステージ

発達をいくつかの区切りをもってとらえること。発達段階。(胎生期・乳児期・幼児期・児童期・青年期・成人期・老年期)

2 医療の充実

〔現状及び課題〕

- 医療を取り巻く環境は大きく変化しており、地域医療に対するニーズもますます多様化・複雑化しています。
新冠国保診療所は、町内唯一の公的医療機関として町民の健康保持と医療の確保を図るべく、救急等緊急時を含む24時間診療体制を取っていますが、疾病の予防・治療・機能訓練を一体化した、効率的で効果的な医療を提供できる一次医療※機関として、一層の充実が求められています。
- 一方、運営の面では、不足する医師・看護師等の確保の問題をはじめ、外来患者の減少傾向と併せ、地域においてはマイナスともいふべき診療報酬の改定等があり、施設の老朽化などを抱え、解決すべき諸問題が山積しており、経営状況は依然として厳しい状況にあります。
- 近隣自治体との相互連携による、効率的で効果的な健全経営が望まれますが、各医療機関における慢性的な医師・看護師等の不足及び病院等運営方針の相違などにより、相互にメリット・デメリットが多様に発生することから、タイムリーな医療連携に進展しない現状にあります。

〔基本方向〕

- 診療所の運営において、医療スタッフの確保を図り、緊急時を含む24時間診療体制を維持し、救急等急性期及び慢性期入院患者の受け皿として有床診療所の体制を強化します。
- 診療所経営の健全化を目指し、近隣町間における効率的な病診連携を積極的に推進するとともに、広域医療連携の確立に向けて協議を進めます。
- 当町唯一の公的医療機関として、特定健診等各種健診事業及び予防接種等保健関連事業を強化し、予防事業を推進します。

※一次医療

急性初期、急性増悪期における応急を要するもの。

〔具体施策〕

1. 救急医療体制の充実
 - ◆救急医療システムの整備充実
 - ◆災害時における医療体制の整備
 - ◆住民への救急医療に関する知識の普及
2. 広域医療体制の充実
 - ◆二次医療※圏内での救急医療等、体制整備の推進
 - ◆地域センター病院(中核的病院)※の機能強化の促進
 - ◆各医療機関の機能分担の推進と相互の連携強化
3. 地域に根づいた医療事業の推進
 - ◆各医療機関・保健・福祉分野との連携強化
 - ◆保健・福祉ニーズに伴う医療機能の適正化の推進
 - ◆高齢化等による慢性期患者のための療養病床充実整備の推進
 - ◆在宅医療及び保健事業に対応するスタッフの確保と資質の向上



※二次医療

入院を要する程度の者に対処するもので、専門医、中程度の施設・設備を要するもの。

※地域センター病院(中核的病院)

二次医療において、地域の医療需要に対応できる診療機能を備えた、地域の中心的医療機関。

第2章 潤いある環境を創出するまちづくり

2-1 自然環境の保全

1 地球温暖化対策

〔現状及び課題〕

- 地球温暖化に向けて、平成 9 年に開催された「地球温暖化防止京都会議」では、温暖化の原因となっている二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減目標を立て、平成 20 年から平成 24 年までの間に平成 2 年比で 6%削減するという国際的な約束を交わしました。

しかし、全国における温室効果ガス排出量は、平成 9 年以降も依然として増え続けているのが現状です。

- 当町における地球温暖化対策の実行計画は、法定計画として公共施設を対象とする「にいかっぷタウンオフィス・エコプラン」※を策定し、温室効果ガスの削減目標達成に向けた取組みを進めていますが、排出量の削減について、施設機能の改善を含め点検体制等の強化を図る必要があります。併せて、今後、全町的な温室効果ガス削減の取組みが必要です。

〔基本方向〕

- 温室効果ガス削減に対する町民の理解を深め、全町的な取組みへと拡大することをめざします。

〔具体施策〕

- ◆地球温暖化に対する啓発活動の推進
- ◆町内企業における二酸化炭素排出量削減の推進
- ◆町全体の二酸化炭素排出量削減推進方法の検討
- ◆太陽光発電システム※等の導入促進

※にいかっぷタウンオフィス・エコプラン

温室効果ガス前年比3%削減を目標としている。

※太陽光発電(システム)

シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の「光エネルギー」を直接「電気エネルギー」に変換する発電方法。

2 森林の保全

〔現状及び課題〕

- 町内の森林面積は、総面積の 75%に相当する 441 k m²を占め、その約 8 割が国有林で公有林と私有林がそれぞれ 1 割相当を占めています。
樹種別では天然林が 7 割、人工林が約 2 割を占め、残りは除地などとなっています。
- 私有林面積は 3,330ha で天然林が約 8 割、人工林が約 2 割の比率となっています。
- 森林は国土の保全、水資源のかん養[※]、地球温暖化の防止、木材の供給、健康づくり機能など、国民生活の向上発展に不可欠な多面的機能を有しており、数十年間にわたる超長期性の特質を踏まえた、計画的で適切な森林施業の推進が求められています。
- 京都議定書に基づく温室効果ガス排出削減目標では、その多くを森林で吸収することになっているため、積極的な森林整備が求められています。
- これら森林整備の方法として、国内排出量取引制度[※]の活用事例もあるため、今後、調査・検討する必要があります。

〔基本方向〕

- 水資源のかん養[※]や地球温暖化防止への貢献など、森林の有する公益的な機能が持続的に発揮できるよう、重視すべき機能に応じた計画的、長期的な視点に立った森林の適切な保全・管理を進めます。
- 成熟期を迎えつつある人工林資源は、長伐期施業の推進や主伐後の更新を図り、資源の保続を進めます。
- 町民の参加・協力を得たみどりの環境づくりを推進するため、地域に根ざした森林環境保全活動を誘導・支援します。

※かん養

地表の水(降水や河川水)が帯水層に浸透し、地下水が供給されること。

※(国内)排出量取引制度

企業ごとに温室効果ガスの排出枠(キャップ)を割り当て、枠を超えて排出した企業と余っている企業との間で排出枠を取引(トレード)する制度。取引の結果、全体の排出量を一定の範囲内に収めることを目的としている。「キャッチ・アンド・トレード」とも呼ばれる。

〔具体施策〕

1. 重視すべき機能に応じた森林整備
 - ◆公益的機能が持続的に発揮できる森林生態系保全のための取組推進
 - ◆適切な保全管理のための森林施業計画の樹立推進
 - ◆森林施業計画に基づく計画的な施業の推進
2. 持続的な資源利用の推進
 - ◆長伐期化や複層林化など、多様な森林整備の促進
 - ◆人工林資源の有効利用の推進
 - ◆伐採後の更新による資源の循環利用の促進
 - ◆有用広葉樹林※の保全保護の推進
3. 森林保全活動の推進
 - ◆みどりの環境づくりの推進
 - ◆地域ぐるみの森林保全活動の誘導、支援



※有用広葉樹林

木材としての利用価値のある広葉樹のこと。

3 景観の形成

〔現状及び課題〕

- 当町は、太平洋と日高山脈、新冠川といった雄大な自然と基幹産業の牧場群が美しい風景・景観を創り出しています。
また、これらが魅力ある観光資源の一つとなって、町外から多くの人を呼び込んでいます。
- 現状においては、良好な景観形成に悪影響を与えるような建築物の建設問題等はありませんが、景観法や北海道景観形成ビジョンなどに基づき、今後もこの素晴らしい風景・景観を保持することが何よりも重要です。

〔基本方向〕

- 自然景観や農漁村景観の保全と、景観形成の阻害となる要因の改善や排除により、新冠らしい景観の保持・形成をめざします。
- 町民総ぐるみの環境美化活動を推進し、景観に対する意識の醸成と高揚を図り、町民・各種団体・事業者・町などが一体となった新たな景観・風景づくりを推進します。

〔具体施策〕

1. 景観の保持・形成
 - ◆自然保護活動の促進
 - ◆景観に配慮した公共事業等の推進
 - ◆観光振興と連動した景観形成の促進
2. 景観・風景づくり
 - ◆景観に対する町民意識の醸成と高揚の推進
 - ◆景観モデル地区などの導入検討
 - ◆新たな景観・風景づくりの推進

《関連する計画》

- ・北海道景観形成ビジョン（北海道）



2-2 環境・衛生の向上**1** ごみ処理・リサイクルの推進

〔現状及び課題〕

- 本町では、年々増加傾向にあったごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、平成15年度からごみ処理費の有料化を導入し、ごみの減量化と資源ごみへの分別に取り組んでいますが、資源の有効活用が求められている今日、減量対策について、一層の推進を図る必要があります。
- 資源ごみのリサイクルについては、子ども会、自治会などの各種団体が各家庭を巡回し、収集した資源ごみなどを回収業者に引き渡す活動をリサイクル意識の高揚を図るため奨励しています。
- しかし、少子化に伴い児童生徒の保護者数も減少し、PTAなどによる廃品回収活動が減っています。
 今後は、町民の理解と協力をより一層求めながら、事業所の参加も含めた、ごみ減量化活動及びリサイクル活動を推進していく必要があります。

〔基本方向〕

- 資源ごみの分別収集の徹底と強化により、ごみの減量化やリサイクル化を一層推進します。
- 多くの町民が参加できる資源ごみリサイクル活動をめざします。

〔具体施策〕

1. リサイクル活動の推進
 - ◆リサイクル団体の活動の活性化
 - ◆資源回収業者の確保による町内リサイクルシステムの維持
2. ごみ減量化の推進
 - ◆資源ごみの分別推進によるごみ減量化
 - ◆ごみの分別・減量化の普及・啓発活動の推進

2 環境衛生・美化活動の推進

〔現状及び課題〕

- 経済の発展に伴い生活水準は大きく向上しましたが、同時に自然環境に対して大きな負荷をかけているのも事実です。
今や、地球規模で広がる環境汚染・環境破壊が大きな社会問題となり、私たちに問題の解決を迫っているといえます。
- 豊かな自然に囲まれている本町も例外ではなく、家庭からは大量のごみが排出され、生活廃水は河川を汚染し、町内各所にはごみが不法に投棄され、豊かで美しい自然の裏側では環境汚染という深刻な問題に直面しています。
- 本町のすばらしい自然環境、生活環境を守るためには、この地域の生活者である住民一人ひとりが環境に対する理解を深め、環境の保全・保護に対して、できることから取り組むという姿勢が大切です。

〔基本方向〕

- 町民の自然環境の保護に対する意識の高揚を図るための取組みを推進します。
- 日々の生活を見直し、環境へ大きな負荷をかけない生活の実現をめざします。
- 自治会・各種団体と協議し、環境美化活動の展開をめざします。

〔具体施策〕

1. 自然保護の啓発推進
 - ◆自然保護に対する啓発活動の推進
 - ◆新冠町環境保全推進員の活動の充実
2. 環境衛生・自然の保護
 - ◆公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽※の普及促進
 - ◆生活環境保全に関する町民意識の醸成
3. 環境美化活動の推進
 - ◆自治会、関係機関と連携した不法投棄の監視強化及び処理の迅速化
 - ◆地域や各種団体等における環境美化活動の推進

※合併処理浄化槽

水洗トイレから汚水(し尿)や台所、風呂場等からの排水(生活雑排水)を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための設備。

3 火葬場・墓地の維持管理

〔現状及び課題〕

- 火葬場は、築後 34 年が経過しているため老朽化が進んでいることに加え、控室が手狭なことから平成 21 年度に建物の内部改修を行いました。また、犬猫などの小動物の火葬については、平成 16 年に焼却炉 1 施設を更新整備し、利用されています。
- 墓地については、判官館霊園に 520 区画を造成し、全て使用許可済みとなっており、新冠共同墓地は 90 区画を造成し、今後 30 区画の使用許可が可能です。そのほか、町内 13 地区に共同墓地があり、自治会で清掃及び管理をしています。
- 判官館霊園は、土地条件から新規造成による増設は難しい状況にあります。このため、新冠共同墓地において墓石の建立を進めていますが、現状として限られたスペースであることから、将来課題として、社会的ニーズも踏まえた墓地等の整備方針を検討する必要があります。

〔基本方向〕

- 施設・設備の適正な維持補修により、火葬場の環境を保持します。
- 霊園墓地の適正な管理と環境の整備を進めます。
- 生活様式や社会環境の変化などを踏まえ、新たな墓地等の整備方針について検討を進めます。

〔具体施策〕

1. 火葬場の維持管理
 - ◆ 利用しやすい火葬場への改修と適正な維持管理の推進
2. 霊園・墓地の維持管理
 - ◆ 霊園・墓地の道路整備と適正な維持管理の推進
3. 新たなニーズ等への対応
 - ◆ 納骨堂など新たなニーズを含む整備方針の検討

第3章 快適で暮らしやすいまちづくり

3-1 社会基盤の向上

1 住環境の整備

〔現状及び課題〕

- 住みよい環境の創出、実現のため住環境の取り巻く現況の点検と今後の住宅施策の推進のため、平成 19 年度に「新冠町住宅マスタープラン」※を策定しております。
- 町内の住宅事情は、少子高齢化が進行するなか、高齢世帯の持ち家割合が高くなっており、住宅の維持管理の持続困難世帯が増加しています。反対に若年世帯に魅力ある借家や子育て世帯、定住・移住希望世帯が必要とする住宅（借家）が少ない状況にあり、これらに対する取組みが望まれます。
- 本町が管理している公営住宅は 358 戸、改良住宅※は 28 戸あり、政策空家※を除く入居率は 98%と高い状況です。
- 今後の公営住宅の整備は、平成 19 年度に策定した新冠町住宅マスタープランの計画の一部となっている、公営住宅ストック総合活用計画※に基づき、改善を進める必要があります。
- また、少子高齢化など社会情勢の変化に伴い、単身者、高齢者用等多様なニーズへの対応が求められているとともに、高齢者等が安全で快適に住めるバリアフリー化等の改善も必要です。さらに、まちの将来や公営住宅の役割を見据えた上で、適正な管理戸数を検討する必要があります。

※新冠町住宅マスタープラン

町における住宅整備等に関する計画。計画期間：h20～29 年度、目標として①町民の安全で安心な暮らし、②まちづくりと連動した住まいづくり、③民間連携の住まい・環境づくりを掲げている。

※改良住宅

住宅地区改良法などに基づいて建設された住宅であり、公営住宅の一種。

※政策空家

公営住宅の建替え事業等を円滑に推進するため、空家が発生しても入居者補充の対象としない住戸のこと。

※公営住宅ストック総合活用計画

既存の公営住宅等の総合的な活用を推進するための計画。公営住宅の管理目標戸数：h21 年度 390 戸をh39 年度 240 戸、各団地の修繕・改善・建替え年次等について掲載している。

- 耐震化や環境に配慮した居住環境が求められる昨今、居住不安や不満、住み替え希望などを受け止める仕組み（受け皿づくり）が必要です。
また、住宅規模と世帯のミスマッチを解消するため、世帯規模の変化やライフスタイル※に合う住宅を安心して確保できる仕組みづくりと、住宅に関する情報の充実や情報提供・相談体制の充実を官民一体となって図っていくことが必要となっています。

〔基本方向〕

- 町民が安心して暮らすことができ、まちづくりや地域活性化に寄与する住まい・環境づくりを推進します。
- 町内において、誰もが良質な住宅を確保できる住宅ストックの形成を図ります。
- 新冠町公営住宅ストック総合活用計画に基づき、快適でゆとりある住まいづくりをめざします。

〔具体施策〕

1. 多様な住宅ニーズへの対応
 - ◆官民連携した相談窓口の構築
 - ◆安全・快適な公園の維持管理の推進
2. 良質な住宅ストックの形成
 - ◆良質な住宅ストックのための支援
 - ◆既存住宅の基本性能・耐震性能の向上促進
 - ◆空家対策の推進
3. 公営住宅の整備推進
 - ◆老朽化した住宅の用途廃止
 - ◆将来的に活用する団地の個別改善
 - ◆高齢化等に対応したバリアフリー※住宅の確保

《関連する計画》

- ・新冠町住宅マスタープラン
- ・新冠町耐震改修促進計画
- ・新冠町公営住宅ストック総合活用計画

※ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣を含めた個人の生き方。

※バリアフリー

障がい者や高齢者が活動する際に生ずる障害（バリア）を取り除くため、段差を解消したり手すりを取り付けたりすること。

2 上水道の整備

〔現状及び課題〕

- 本町は、3地区の簡易水道と3地区の専用水道より水道水を供給しており、平成20年度末で普及率が93.6%（専用水道含む）、給水人口5,525人、一日最大給水量2,870 m³/日となっています。
- 施設整備については、平成9年度から新冠、節婦地区の統合事業を進めており、平成23年度完了を目標に石綿管の更新を行なっています。
また、平成17年度から西新冠地区の拡張事業を進めており、平成26年度を目標に太陽、芽呂地区の取水施設、浄水施設等の整備と併せて平成21年度から23年度に水源地周辺の治山整備（道営事業）を予定しております。
- 今後も、安全でおいしい水を安定供給するため、水道未普及地域の解消と施設の更新や改修、管路の漏水調査等を実施し有収率[※]の向上に努める必要があります。

〔基本方向〕

- 安全で安定した水道水の供給と水道未普及地区の解消を図ります。
- 浄水場、配水管等の維持管理を計画的に推進します。

〔具体施策〕

1. 安全で安定した水道水の供給
 - ◆水道未普及地区の解消
 - ◇拡張事業の推進
 - ◆老朽管の計画的な更新
 - ◇更新事業の推進
2. 施設の適正な維持管理
 - ◆給水台帳の整理
 - ◆適正な維持管理
 - ◆漏水調査等有収率の向上
 - ◆計装機器の更新

※有収率

供給する水量と料金として収入のあった水量との比率。

3 下水道・排水施設の整備

〔現状及び課題〕

- 本町では、生活環境の改善、河川などの公共用水域の水質保全を目的として、平成5年度から下水道事業を進めてきましたが、平成18年度で新冠、節婦地区の整備がほぼ完了し、平成19年度から補助事業を一時休止しています。
- 水洗化率は、平成20年度末で88.2%となっており、今後も町民への普及啓発に努め、水洗化率の向上を図っていく必要があります。
- 施設の維持管理として、管路等の点検を従来どおり計画的に行い、不透明水等の対策、施設の破損等の修繕に努める必要があります。
- 今後の建設事業としては、供用区域の拡大はもとより、ポンプ等の機器の耐用年数が経過することから更新事業が主となります。

また、下水道処理区域以外の地域においては、合併処理浄化槽の普及を図る「生活排水処理基本計画」を策定し整備を推進しており、今後も合併処理浄化槽の設置を促進していく必要があります。

〔基本方向〕

- 水洗化率の向上と施設の計画的な維持管理により、公共用水域の保全と健康で快適な生活環境の実現をめざします。
- 下水道未普及地域における合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水の適正な処理による環境衛生の向上をめざします。

〔具体施策〕

1. 水洗化の促進
 - ◆未水洗化家屋の世帯に対する普及促進
2. 施設の適正な維持管理
 - ◆下水道台帳の整備
 - ◆適正な維持管理
 - ◆マンホールポンプの更新等
3. 合併処理浄化槽の普及促進
 - ◆合併処理浄化槽の定期点検、保守点検の促進
 - ◆合併処理浄化槽への切り替え、建設普及奨励制度の推進

《関連する計画》

- ・新冠町生活排水処理基本計画

4 道路・交通網の整備

〔現状及び課題〕

- 高規格幹線道路「日高自動車道」については、厚賀・静内間が事業計画区域として位置付けられたことから、今後は、早期完成・供用開始に向けた要望を国等に対して行うとともに、地域振興やまちづくりの視点に立った具体施策等を検討する必要があります。
- 長年懸案となっていた国道235号線新冠静内間の歩道整備については、一部の区間で簡易整備となりましたが、徒歩等の通行が確保されました。また、農産物の物流経路として重要路線である道道滑若新冠停車場線の古岸若園間未整備区間の整備については、関係機関を通じて国等への要望を継続していきます。
- 町道については、1、2級町道は32路線、総延長150.27kmであり、改良率83.1%、舗装率79.2%で、その他の町道は183路線、総延長126.50kmであり、改良率79.8%、舗装率77.0%となっております。
- 今後とも重要度に応じたより計画的な改良整備が必要です。また、町内にある橋梁の安全性を確保するため、点検を行うとともに状況に応じた補修などを実施していくことが必要です。
- 町道の維持管理については、豪雨等の度に発生する法面崩壊や路肩決壊への対応、道路側溝の土砂除去や路面柵の清掃を計画的に行うなど、適切な維持管理が必要です。

〔基本方向〕

- 物流や救急患者輸送時間の短縮、災害時のライフラインとして効果が期待される、高規格幹線道路「日高自動車道」の早期完成を促進するとともに、当該道路を活用した新たな地域振興方策の創出を図ります。
- 物流や交通量が多い道道については、未整備区間の早期改良を促進し、安全に走行できる幹線道路網の構築をめざします。
- 地域の生活道路である町道については、需要や必要性、さらに景観等を考慮しながら、現施設の維持管理を含め計画的に整備を推進し、安全で快適なまちづくりをめざします。

〔具体施策〕

1. 広域幹線道路の整備促進

(1) 高規格幹線道路「日高自動車道」の整備促進

- ◆ 早期完成・供用開始に向けた要望活動
- ◆ 当該道路と各種施策の連動、新たな振興方策の検討

(2) 国道の整備促進

- ◆防災対策を重視した国道 235 号線の改築、歩道整備の促進

2. 道道の整備促進

- ◆未整備区間の早期改良の促進

3. 町道の整備

- ◆町道（1, 2 級、その他町道）の改良舗装、橋梁整備の推進

◇目標改良率 90%（岩清水ダム線を除く。）

- ◆町道の老朽化に対応した計画的な改良舗装の推進

- ◆安全・快適な道路環境の整備

◇道路沿線の緑化、植樹、ストリートファニチャー※の配置など景観に配慮しながら、安全でゆとりあるみちづくりの推進

- ◆施設の適正な維持管理

◇道路側溝の土砂除去、路面柵の清掃等

《関連する計画》

- ・新・北海道総合計画「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」（北海道）
- ・北海道総合開発計画（国）



※ストリートファニチャー

歩行者に快適さを提供するために、道路（歩道）上に設置されている備品の総称。街灯やベンチ、案内板、彫刻、噴水などをさす。

3-2 利便性の向上

1 公共交通の確保

〔現状及び課題〕

- 本町の公共交通は、海岸線に沿ってJR日高本線が1日7往復、道南バスが静内駅を発着地として、苫小牧方面を結ぶ日高沿岸線が1日6往復、当町の内陸部を結ぶ泉線が1日5往復、西新冠地区の内陸部と厚賀駅を結ぶ厚賀・太陽線が1日1往復、札幌市と浦河町間を結ぶ高速バスが1日7往復、それぞれ運行されています。
- 日常生活における移動のための交通手段は自家用車が主流となっており、公共交通を利用する人は、学生や高齢者などの一部であるため利用者数が総じて少なく、交通事業者の経営も非常に厳しい状況となっています。このため、生活路線の運行赤字に対する補助を行い現状のバス路線を維持し、交通弱者の足を確保しています。
- 今後は、公費補助による公共交通の現状維持から、利用者の実態やニーズなどを踏まえ、効果的かつ効率的で持続可能な地域公共交通を確立する必要があります。

〔基本方向〕

- スクールバスの有効活用やデマンド方式※など、新たな地域公共交通システムの導入により、利便性の向上と公共交通空白地域の解消をめざします。
- 交通事業者と連携を図り、効率かつ効果的な交通体系の確立により、財政負担の軽減と持続可能で安定した交通サービスの提供をめざします。

〔具体施策〕

1. 新たな地域公共交通の確立
 - ◆スクールバスの有効活用
 - ◆デマンド交通※システム等の導入
2. 民間交通事業者との連携
 - ◆運行路線の見直しと効率化の推進
 - ◆JRや都市間バスなどの運行維持促進

※デマンド方式(交通)

電話などにより利用者が予約をし、利用者がある時だけ運行する方式。(運行システム)

2 情報通信基盤の整備

〔現状及び課題〕

- インターネットに代表される情報通信分野における飛躍的な情報通信技術の発達、社会・経済構造や人々の日常行動まで大きく変え、生活を豊かなものにするとともに、行政の役割も大きく変わろうとしています。
- 特に、農業の分野においては、食の安全確保の視点から、町内で生産される牛乳、肉牛、野菜などにおいては、トレーサビリティシステム[※]が導入されるなど身近なところで情報化が迫られています。
- また、情報通信を活用した行政サービスの提供も国税の申告をはじめとして一般化されつつありますが、その基盤となるインターネット環境は、市街地周辺はADSL[※]回線のサービスが提供されているものの、山間部や住居閑散地域では、採算性や中継施設からの距離などの問題があり、民間通信事業者によるブロードバンド[※]サービスは提供されていません。
- 産業活動の活性化や生活環境の向上などを図るためには、ブロードバンド環境の拡大促進に取り組む必要がありますが、町単独での整備は、初期投資や維持管理費などの財政負担から、実現は難しい状況にあるため、民間通信事業者との共同による施策展開が必要不可欠となっています。
- テレビ放送は、2011年7月に現在のアナログ波が地上デジタル波へ完全移行します。本町においては、札幌中継局及び静内中継局の開局により、地上デジタル放送の受信が可能となっていることから、各家庭が円滑にデジタル化へ移行するよう、情報提供等に努める必要があります。

※トレーサビリティシステム

食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにする仕組み。

※ADSL

電話線を使ってデータを高速に伝送する技術。また、データ通信は電話と異なる周波数で行うため、電話とインターネットを同時に利用できる。

※ブロードバンド(サービス)

高度な通信回線(光ファイバー、ケーブルなど)の普及によって実現されるコンピューターネットワーク。又は大容量のデータを活用したサービス。

- また、難視聴地区においては、既存共同受信施設の改修による受信環境の整備を進めていますが、地上デジタル放送の切り替えによる新たな難視聴地区等への対応策が求められることも予想されます。

〔基本方向〕

- 民間通信事業者との連携・共同によるブロードバンド※サービスエリアの拡大を促進するとともに、衛星ブロードバンド等の活用による条件不利地域の格差解消を推進します。
- 高齢者等に配慮した情報提供や相談対応を行い、地上デジタル放送への移行を円滑に進めるとともに、新たな難視聴地区等への対策を講じ、町内全域でテレビ視聴が可能な環境づくりをめざします。

〔具体施策〕

1. ブロードバンド環境の充実

- ◆ブロードバンドサービスエリアの拡大促進
 - ◇民間通信事業者との連携・共同による整備促進
- ◆産業振興等に向けた衛星ブロードバンド等の導入支援

2. 地上デジタル放送への移行対策

- ◆各種情報提供と相談への対応
- ◆難視聴の解消に対する支援



※ブロードバンド(サービス)

高度な通信回線(光ファイバー、ケーブルなど)の普及によって実現されるコンピューターネットワーク。又は大容量のデータを活用したサービス。

第4章 安全で安心して暮らせるまちづくり

4-1 安全の確保

1 防災対策の強化

〔現状及び課題〕

- 当町は、昭和から平成にかけて大雨や大地震などの大災害に見舞われ、多くの犠牲者や被害が発生しています。
また、近年の地球温暖化に起因すると思われる集中豪雨などにより、毎年のように農業、土木被害が発生しています。
- 自然災害から町民の生命や財産を守るためには、迅速で正確な情報の収集と発信が重要であることから、関係器材や設備の整備と合わせて、地域と一体となった情報伝達体制の確立について、一層の取組みが必要です。
- また、万一に備えて自主的な避難や対策のための防災マップ作成配布、土のうなどの減災対策資材や避難時の飲料水タンクの備蓄など、防災、減災対策を年次計画で進める必要があります。
- さらに、新冠建設協会と災害応急対策の業務協定を結び、人材や資機材力の増強及び応急・減災対策を講じており、地域においては、自治会が中心となって多くの自主防災組織が設置されていますが、災害時要援護者※自主避難体制づくりや避難訓練について、一層の取組みが必要です。
- 昨今の異常気象や生活環境などが大きく変化する中で、新たに起きえるだろう災害を想定し、被害をいかに軽減させるかという減災の視点を加え、日々変化する災害に対応する必要があります。
- 地域の防災力・減災力は自助、互助、協同の3つの力がバランス良く増強されなければならないことから、行政、住民は常に研鑽、改善を積極的に行なっていく必要があります。

※災害時要援護者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど適切な防災行動をとることが特に困難な人。(介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者など)

〔基本方向〕

- 町民の生命・身体・財産を災害から守るとともに、被害を最小限に抑え、安全で安心して暮らすことのできるまちをめざします。
- 自治会（自主防災組織）などの地域ネットワークを活かした、防災・減災、危機管理体制の整備や地域防災力の強化、大雨、大地震などの大規模災害時に対応できる消防団等の組織強化など、地域で主体的に機能する防災・減災体制の構築を図ります。
- 適切な避難場所への誘導対策の検討や迅速な情報伝達体制を強化します。
- 国・道・近隣自治体及び民間団体と連携しながら、常に防災・減災対策及び国民保護対策など危機管理体制の改善を図ります。

〔具体施策〕

1. 防災・減災体制の充実
 - ◆地域防災計画の適切な改善
 - ◆災害弱者対策の強化
 - ◆防災体制の充実
 - ◆自然環境に配慮した迅速な災害復旧の推進
2. 住民防災・減災の促進
 - ◆防災・減災意識の啓発、継続
 - ◆自主防災組織の育成
3. 防災・減災基盤の整備
 - ◆防災情報基盤の整備
4. 関係機関との連携強化
 - ◆関係機関相互の連絡体制強化

《関連する計画》

- ・新冠町地域防災計画



2 治山・治水の整備

〔現状及び課題〕

- 近年は、全国各地で台風や前線の停滞などによる集中豪雨により、甚大な山地災害が発生しています。本町でも平成15年に台風による集中豪雨で大きな被害を被りましたが、局地的な集中豪雨の発生頻度が多発化の傾向にあるため、降雨時の被害を最小限に食い止める治山・治水事業の積極的な推進が極めて重要となっています。
- このため、日常における治山ダムや用排水路の維持管理を励行するとともに、溪間工や山腹工などを新設する治山事業については、施工主体となっている国や道に対する積極的な要請行動が必要です。
- 今後は、大雨災害等により侵食が予想される区域の治水対策や計画的な河川整備が必要です。
また、河道の樹木群や土砂の堆積等の状況により、必要に応じて伐採、土砂上げ等の維持管理を行い、洪水の流下に阻害とならぬようにすることが必要です。

〔基本方向〕

- 保安林のきめ細やかな指定や適正な管理及び治山事業による森林の整備・保全を推進し、山地災害の防止を促進します。
- 施設の適正な維持管理を行い、「予防行政」の観点から災害の未然防止及び減災に努め、災害が発生した場合は、自然環境に配慮した工法で速やかな復旧対応を図ります。

〔具体施策〕

1. 保安林整備と治山事業の推進
 - ◆適切な保安林の指定と整備の推進
 - ◆治山ダムの適切な維持管理の励行
 - ◆荒廃山地の復旧事業の推進
 - ◆溪流を安全に維持する治山ダムの整備推進
2. 施設の適正な維持管理等の推進
 - ◆河川、橋梁台帳の整備、適正な維持管理
 - ◆自然環境に配慮した迅速な災害復旧の推進

《関連する計画》

- ・新冠町地域防災計画

4-2 安心の確保

1 消防・救急の強化

〔現状及び課題〕

《火災予防の推進》

- 当町における一般住宅は、冬の快適な生活を過ごすために屋内の気密性を高めており、火災発生時には、一酸化炭素を多量に含んだ煙を発生し滞留します。

また、各家庭にあっては、灯油及びプロパンガスなどが使用されていることなど、火災の態様は複雑になっており、火災の発生及び焼死事故の潜在的危険性は一段と強まっていることから、消防は各関係機関と密接な連携を図り、各種火災予防行事の推進、民間防火組織の育成、予防査察の強化、防火管理体制の確立、住宅用火災警報器の設置促進などに努める必要があります。

《消防体制の充実》

- 近年、災害や事故の多様化・大規模化や住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、国の指針に基づき、平成25年3月までに消防組織の広域化を図るとともに、平成28年5月までに無線機のデジタル化を図るなど、消防体制の充実強化が求められています。

また、市街地の拡大、立地条件などから防火水槽が十分整備されていない地域があり、消防水利の増設が必要です。

- 消防団は、高齢化する一方で若年層の入団者が減少傾向にあることから、今後、団員の確保に積極的に努める必要があります。

《救急体制の充実》

- 近年、救急隊員による現場及び搬送途上における応急処置、いわゆる「プレホスピタル・ケア」の充実が求められており、消防では、南空知・日高管内消防本部メディカルコントロール※体制連絡調整会を設置し、消防と医療機関との円滑な連携のもと、医学的観点から応急処置に関する質を保証し、町民の救命率向上を図るため「メディカルコントロール※体制の充実」に向けた取り組みを展開していますが、高度救命処置用資器材の導入及び救急救命士に対する医師の指示体制の確立が課題となっています。

※メディカルコントロール(体制)

医師の指示体制。

〔基本方向〕

- 焼死者事故防止を図るため、住宅用火災警報器の設置普及を促進します。
- 消防施設・設備や消防車両の計画的な整備を進めるとともに、人員の確保に努め、住民の生活を災害から守ります。
- 消防体制の広域化と消防無線のデジタル化を図り、迅速な消防体制を推進します。
- 大規模災害などに備え、消防団員を確保し、地域消防体制の充実を図ります。
- 救急車両や機器を更新するとともに、救急救命士の増員を図り、救急業務の高度化を推進します。
- 救急救命士に対する医師からの指示体制を確立し、救命率の向上を推進します。

〔具体施策〕

1. 火災予防の推進

- ◆防火査察強化など火災予防の推進
- ◆認知症高齢者グループホームなどの防火安全対策の推進
- ◆住宅防火対策の推進
- ◆防火管理体制の確立
- ◆放火火災予防対策の推進
- ◆住宅用火災警報器の設置促進

2. 消防体制の充実

- ◆消防施設・車両・装備の計画的更新
- ◆耐震型防火水槽の増設など、適正な水利の確保
- ◆消防・救急無線のデジタル化
- ◆消防組織の広域化による消防体制の充実強化
- ◆消防職員・団員の確保

3. 救急体制の充実

- ◆高規格救急車^{*}の更新
- ◆救助用車両・機器の整備
- ◆救急救命士増員・救急隊員の研修強化
- ◆医療機関との情報交換、医師による救急救命士への指示

4. 体制の整備

- ◆救急講習会の開催

※高規格救急車

高度な救急処置ができる設備の整った救急車。

2 交通安全・防犯の強化

〔現状及び課題〕

- 近年、道内における交通事故による死傷者等は減少しているものの、自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加、高齢者人口の増加やライフスタイルの多様化などにより、道路交通事情を取巻く環境は依然として厳しい状況にあります。
- 本町における交通事故件数及び負傷者等は減少傾向にあるものの、子どもや高齢者が巻き込まれる事故も多発していることから、子どもや高齢者に対する交通安全意識の高揚が最重要課題であるといえます。
- 町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、町民生活や社会発展の基盤となります。しかし近年の急激な社会環境の変化は、住民の価値観や生活様式の多様化と地域社会の連帯意識の希薄化をもたらしており、これらを背景に街頭におけるひったくりや強盗、住宅に侵入しての窃盗、インターネットを使用した犯罪や振り込め詐欺など子どもや女性、高齢者などの弱者が被害者となる犯罪がごく身近で発生し、私たちの生活に不安をもたらしています。
- このため、町民一人ひとりが防犯意識を持ち、行政機関、事業者、地域団体等が一体となって防犯活動に取り組むことが重要となっています。

〔基本方向〕

- 交通安全運動、街頭指導、交通安全教室などの実施とともに交通安全対策の充実を図り、交通事故死ゼロをめざします。
- 防犯パトロールなど地域と関係機関が一体となった取組みにより、犯罪の撲滅をめざします。

〔具体施策〕

1. 交通安全の推進

- ◆交通安全教室などの開催による交通安全意識の高揚、交通安全運動の促進
- ◆新冠町交通安全推進委員会の活動促進・支援

2. 防犯の強化

- ◆防犯対策として自治会組織や関係機関との連携による防犯活動や啓発活動の推進
- ◆新冠町防犯協会の活動促進・支援

第5章 力強く安定した産業づくり

5-1 農業の振興

1 担い手の育成・確保

[現状及び課題]

《経営者の年齢と後継者》

- 20代の後継者や働き盛りの30～40代の経営者が減少傾向にある中、60歳以上の経営者が約3割を占め、高齢化の傾向が顕著になっています。
- 高齢化や後継者不足は農業人口の減少や農業生産基盤の脆弱に繋がることから、経営感覚の優れた人材の育成と担い手の育成確保が急務となっています。
- また、農業後継者のいる農家の割合は全体の2割程度にとどまっており、近い将来、高齢化による離農者の増加が懸念されています。
- 一方、道外からの新規就農者は最近5年間で1人であり、担い手の育成確保が大きな課題となっていることから、町、農協をはじめとする農業関係団体が連携して、受入れから営農対策までの支援体制を充実・強化する必要があります。

《農家経営》

- 農業粗生産額は平成3年の108億円をピークに減少し、平成18年は77億円となっています。
- 減少の大きな要因は、基幹業種の軽種馬生産が長引く経済不況の影響による販売不振と1頭当たりの販売単価が低下基調にあることや、酪農、水稻生産農家の減少により生産額が減少していることによります。
- 農業所得は300万円未満の農家が全体の4割強を占め、依然として厳しい情勢が続いています。特に近年は飼料や肥料などの生産資材価格の急騰により農家経営を圧迫する要因になっています。
- 農業を取り巻く情勢は厳しさを増していますが、これからの農業施策は、生産意欲の向上と営農継続が図れるように支援を強化することや、経営改善に対する指導を強化するなど、労働・技術・経営・金融・農地集積化の促進・環境保全等、多方面からの支援策が必要となっています。

[基本方向]

- 担い手の育成確保と指導體制の強化を図ります。
- 新規就農者の受入体制の整備、支援体制の充実を図ります。
- 労働・技術・経営・金融・農地集積化の促進・環境保全等に対する支

援策を充実します。

〔具体施策〕

1. 担い手の育成確保

- ◆ 農業後継者の育成確保の推進
- ◆ 農作業受託組織の育成推進
- ◆ 雇用労働力の確保と家族経営協定[※]の推進
- ◆ 法人化等による経営の効率化と規模拡大の推進
- ◆ 担い手確保対策の充実

2. 新規就農者の育成確保

- ◆ 新規就農者の受け入れ促進
- ◆ 新規就農者の育成支援対策の推進
- ◆ 新規就農者に対する営農指導体制の構築
- ◆ 定住移住施策との連携

3. 農業経営の支援

- ◆ 生産施設の近代化の推進
- ◆ 経営改善のための指導体制の強化
- ◆ 営農資金等の利子補給支援
- ◆ 生産者団体との連携強化、運営支援
- ◆ 環境美化の推進
- ◆ その他経営安定対策の推進支援

《関連する計画》

- ・ 第4次新冠町農業振興計画



※家族経営協定

農業経営を行う家族員の間で、労働報酬や休日などの就業条件、経営部門の分担、経営方針の決定などに関して協定を結び、家族内で新たなルールを作ること。

2 農業生産基盤の確立

〔現状及び課題〕

- 土地生産基盤の整備は、安定した収量の確保と高品質な農産物の生産のためには欠かせませんが、傾斜地の多い山間地の営農が大半を占める当町においては、より重要なものとなっています。
- しかし、高率補助による基盤整備事業の減少や厳しい営農経営の状況から、整備は遅れがちになっていますが、農業経営の根幹を成す土地基盤を確立するために、土づくりと透排水の改良による地力の増進が必要となっています。
- 経営の向上・安定には規模拡大や複合化は有効な手段ですが、農業施設や機械等の導入には多額な投資を伴うため、生産施設の近代化も遅れがちになっています。
- このことから、農業施設や機械等の導入にかかる初期投資の負担軽減を図るため、共同利活用などの対策を拡充することが必要となっています。
- 有害鳥獣による農産物被害は、簡易電気柵の設置等により被害防止に努めていますが、根本的な解決策には至っていません。
また、エゾシカなどの鳥獣による農作物への被害も増加しており、被害を最小限に食い止める対策の拡充が必要となっています。

〔基本方向〕

- 土地改良及び草地の整備・更新などを進め、地力の増進を図ります。
- 農業機械等の共同利活用組織・作業受託協議会の拡充、強化と利用促進を図ります。
- 農作物への鳥獣被害防止対策を推進するとともに、効果的な駆除体制の確保を図るため、関係機関と連携を深めて推進します。

〔具体施策〕

1. 生産基盤の強化
 - ◆ 土壌診断事業の推進
 - ◆ 耕地の集約化と土地基盤整備事業（土地改良、草地整備・更新など）の推進
2. 農業機械等の共同利用
 - ◆ 農業機械等の共同利用の推進
 - ◆ 農作業受託組織の活動促進
3. 鳥獣害の被害防止
 - ◆ 鳥獣による被害防除対策の推進
 - ◆ 被害防止施設等の整備支援

- ◆効果的な駆除体制の確保
- ◆捕獲物の有効活用の推進

《関連する計画》

- ・第4次新冠町農業振興計画
- ・新冠町鳥獣被害防止計画



3 稲作振興

〔現状及び課題〕

- 米価の低迷と生産調整の拡大により、水田作付面積はピーク時の約 5 分の 1 に当たる約 200ha まで減少していることに加え、高齢化と後継者不足による作業負担の増加が経営の不安定化と意欲の減退を招いています。
- 収量や品質などは気象に左右されやすい面があり、「適地適作の米づくり」が安定経営の決め手で、これからの時代は、収量・食味の高品位安定が重要視されるため、地域にあった優良品種の奨励・導入が望まれます。
- 米の消費減少が続く現状や有名銘柄とも競合していますが、より良い米をつくり新冠産米の消費拡大を図ることが必要となっています。
- 米価低迷に打ち勝つために肉用牛や野菜など他作目との複合化を推進し、経営の安定化と充実を図ることや、作業受委託システムの積極的な活用が必要となっています。

〔基本方向〕

- 収量と食味の高品位安定を重要視した地域に適した栽培品種の奨励・導入を図ります。
- 肉用牛や野菜など他作目との複合化を推進し、経営の安定化を推進します。

〔具体施策〕

1. 高品質米の作付奨励
 - ◆ 地域に適した優良品種の作付奨励
 - ◆ 透排水改良と土づくりの推進
 - ◆ 上位等級米の安定出荷の推進
2. 経営複合化の推進
 - ◆ 経営体制に応じた複合経営の推進
3. 新冠産米の P R
 - ◆ プライベート米[※]の生産と P R の推進

《関連する計画》

- ・ 第 4 次新冠町農業振興計画

※プライベート米

自主的に商品開発され、独自のブランド名を付けて販売される米のこと。

4 野菜振興

〔現状及び課題〕

- 野菜栽培は、気象条件や栽培の技術差により収量や規格・品質にバラツキが出ること、さらには昨今の野菜価格の年変動や輸入野菜の増加により販売価格に大きな影響を及ぼしています。
- このため、単に価格の安い輸入野菜に対抗できるよう、安心、安全でおいしい野菜づくりを目指すとともに、基本技術の徹底と輪作体系の充実・ハウス施設機能の整備を図る必要があります。
- 労働力の面において高齢化、後継者不足などから農作業負担が増加し、生産拡大を阻害する要因となっていることから、集中労働を回避する作物・作型の選定や雇用労働力の確保が課題となっています。
- 本町は軽種馬の産地として全国に知られていますが、野菜産地としてピーマン以外は知名度が低い状況にあることから、他の野菜についても生産目標を立て生産量の確保と販売戦略を明確にし、強固な協力体制で拡充していくことが求められています。

〔基本方向〕

- 収量の増大と規格・品質の安定のため、栽培施設整備の推進と基本技術の徹底を図ります。
- 労働分散型輪作体系の充実を図ります。
- 販売対策の強化を図ります。

〔具体施策〕

1. 高品質野菜の栽培奨励
 - ◆土づくりの励行と適切な防除の推進
 - ◆基本技術の徹底強化
 - ◆連作障害回避のための輪作体系の確立
 - ◆クリーン農業※の推進によるブランド化の推進
 - ◆栽培施設の改善と整備の推進
2. 合理的な輪作体系の推進
 - ◆過重労働を回避する労働分散型輪作体系の推進
 - ◆雇用労働力の確保

※クリーン農業

農薬や化学肥料を必要最小限に抑え、環境との調和に配慮した安全・安心で、品質の高い農産物の生産を進める農業。

3. 販売対策の強化

- ◆クリーン農業[※]の推進によるブランド化の推進（再掲）
- ◆産地情報の発信強化
- ◆市場動向調査等の研修調査事業による技術の向上と販売対策の多様化推進
- ◆先進地調査、試験展示ほ場設置による新品種導入の調査研究
- ◆広域出荷体制の推進

《関連する計画》

- ・第4次新冠町農業振興計画



※クリーン農業

農薬や化学肥料を必要最小限に抑え、環境との調和に配慮した安全・安心で、品質の高い農産物の生産を進める農業。

5 軽種馬振興

〔現状及び課題〕

- 景気の低迷により、馬主の購買意欲・購買力が弱まっており、販売価格の低迷や販売不振などを招き、国内の生産環境を圧迫しています。
- 販売価格の向上を目指し、量より質の転換を進めるため育成の充実など強い馬づくりが進められているが、さらに強い馬づくりへの支援の充実が求められています。
- 経営の安定、経営体質の改善を図るため、肉用牛の生産を取り入れた複合化を推進していますが、さらに経営体質を強化するため、経営の合理化や複合化、協業化、分業化などを積極的に推進することが必要となっています。
- ホッカイドウ競馬をはじめとする地方競馬においては、馬券売上高が年々減少し存続問題が浮上している競馬場があるなど、地方競馬全体が厳しい状況下にあり、地方競馬活性化への積極的な支援を推進することが必要となっています。
- このような中、ホッカイドウ競馬においては、馬産地主導の体制で運営されている現在、地域の産業、経済活性化のために軽種馬生産地域が一体となった支援・協力が求められています。

〔基本方向〕

- 販売対策事業の強化、強い馬づくりへの支援を拡充します。
- 経営体質を強化する、経営の複合化を推進します。
- ホッカイドウ競馬をはじめとする地方競馬の活性化を支援します。

〔具体施策〕

1. 強い馬づくりと販売対策の推進

- ◆ 良質粗飼料生産のための草地整備の推進
- ◆ 飼養管理技術の高度化促進
- ◆ 中期育成※の取組強化などによる強い馬づくり推進
- ◆ せり市場への上場促進支援対策の推進
- ◆ 売馬情報の充実と販売対策の推進

※中期育成

当歳の終わりから1歳の後半にかけて、人とのスキンシップに慣れさせつつ行われる、初期の騎乗馴致のこと。

2. 経営体質の安定・強化

- ◆複合・転換、協業化の取組推進
- ◆軽種馬生産振興事業の利用促進
- ◆馬産地再活性化事業の活用促進と制度の拡充要請

3. 地方競馬の支援

- ◆ホッカイドウ競馬の運営支援
- ◆ホッカイドウ競馬の販売促進支援
- ◆その他地方競馬の活性化支援(協賛レース)

《関連する計画》

- ・第4次新冠町農業振興計画



6 酪農振興

〔現状及び課題〕

- 牛乳の消費が低迷している中ではありますが、経営継続農業者の高齢化や飼育頭数の多頭化により、相対的に労働力不足の経営になりつつあります。
- このため、粗飼料生産の農作業受託組織のコントラクターへの作業委託やヘルパーなどの活用により改善を図っていますが、農作業の合理化や労働力の軽減を図るため、コントラクターなどの共同生産体制を活性化させるなど、労働条件の改善拡充が必要となっています。
- 良質な生乳の安定的な生産確保を図るため、牛群の改良を進め個体乳量や乳質の向上、草地をはじめとした自給生産基盤の整備充実が必要となっています。

〔基本方向〕

- 粗飼料の自給生産体制の拡充と放牧酪農の導入を奨励します。
- 牛群の資質改良を促進します。
- 農作業受託組織など共同生産体制の拡充と協業化の推進を図ります。
- 町有牧野の整備に取組み、農家経営の支援を進めます。

〔具体施策〕

1. 自給飼料の生産促進
 - ◆自給飼料の生産促進
 - ◆放牧酪農の導入奨励
2. 牛群の改良促進
 - ◆牛群の資質改良の促進
 - ◆乳質改善の取組推進
 - ◆受精卵移植の活用促進
3. 共同生産体制の活動促進
 - ◆酪農ヘルパー事業の支援
 - ◆農作業受託組織の活用促進
 - ◆TMR 給与システム^{*}の導入推進
 - ◆法人化等による経営の効率化と規模拡大の推進

※TMR給与システム

飼料給与方式の一つで、各種の穀物や製造粕の単味飼料と粗飼料を栄養計算に基づいて組合せ、高栄養の混合飼料として牛群ごとに給与するシステム。

4. 町有牧野の有効活用

- ◆ 良質粗飼料生産に向けた草地改良事業の推進
- ◆ 牧野施設の改善整備
- ◆ 牧野事業の充実

《関連する計画》

- ・ 第4次新冠町農業振興計画



7 肉用牛振興

〔現状及び課題〕

- 複合経営の補完作目として導入以来、町内の黒毛和牛生産は順調に伸び、基礎牛造成は島根県からの導入を基本に進んできており、それらの牛を基礎に新たな系統種雄牛による交配で優良後継牛が保留されていることや、九州方面からの新系統基礎牛も導入されており、多層的な系統牛群となっています。
- 資源基盤が拡充しつつありますが、ブランド化を高め産地間競争に打ち勝つために一層の資質向上が必要であり、育種価[※]の活用と受精卵移植事業とも連動させ、優良繁殖牛の自家や地域内での保留体系の確立を図ることが求められています。
- 肥育生産は消費の低迷等により肥育牛の価格が生産意欲の向上に繋がる価格に至っておらず、肥育に取り組む農家は少数にとどまっています。
また販売面では頭数が少ないことから、近隣町との共同的な出荷販売体系となっています。
- 市場関係者からのニーズもあり、産地銘柄牛の確立を目指すため一貫肥育経営の促進を図る必要があります。
また、一貫肥育経営の普及センター的な施設として、肥育センター施設が求められています。

〔基本方向〕

- ブランド化を高め産地間競争に打ち勝つ、一層の資質向上を推進します。
- 育種価による優良繁殖牛の自家及び地域内保留体制の推進を図ります。
- 産地銘柄牛の確立を目指すため繁殖・肥育一貫経営の促進を図ります。

※育種価

親から子に伝えられる能力(遺伝的能力)の度合いを数値で示したもので、①枝肉重量、②ロース芯面積、③バラの厚さ、④皮下脂肪の厚さ、⑤歩留基準値、⑥脂肪交雑の6形質から構成される。

〔具体施策〕

1. ブランド化の推進

- ◆優良繁殖牛の導入支援
- ◆優良血統牛の保留推進
- ◆飼養管理技術の重点指導の推進
- ◆町内消費を含めた販売・流通ルートの確保
- ◆PR宣伝と販売戦略の強化

2. 優良繁殖牛の自家保留の促進

- ◆肥育センター施設の整備による肥育預託事業の推進
- ◆育種価による優良繁殖牛の保留促進
- ◆受精卵移植による優良繁殖牛の増頭

3. 繁殖・肥育一貫経営の推進

- ◆繁殖・肥育一貫経営の取組促進
- ◆法人化等による経営の効率化と規模拡大の推進
- ◆施設整備の推進

《関連する計画》

- ・第4次新冠町農業振興計画



5-2 林業の振興

1 林業振興

〔現状及び課題〕

- 本町の林業は、専業林家はなくすべて地域農業者等が副業的経営を行っています。
- 長らく続いた木材不況により町内の林産業は大きく後退し、現在稼働している林産加工場は1社にとどまっています。
- 町内の人工林資源は成熟期を迎えつつあり、特にカラマツにおいては育成段階から利用の時期が来ています。
- しかし、中国での木材需要の増加やロシアでの丸太輸出関税の引き上げにより、道産カラマツ材の需要が増加傾向にあったものの、世界的な経済不況による情勢変化で梱包材やラミナー材※の極端な需要悪化に伴い、再び素材生産環境が悪化するなど、林業を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 持続的・安定的な林業経営と木材加工・流通体制を維持していくためには、循環利用による森林資源の充実と森林関連産業の活性化が必要であり、中長期的視点に立った計画的な伐採・造林による森林・林業の再生を図っていく必要があります。

〔基本方向〕

- 林業、林産業の安定を図るため、伐採跡地の造林や長伐期化による適切な資源構成への誘導を推進するとともに、人工林資源の維持・増大による木材の安定供給体制づくりを進めます。
- 森林組合や林業事業者の活動促進による人工林資源の有効活用を促進し、森林資源の循環利用による森林関連産業の育成を誘導します。

※ラミナー材

集成材の一つの層を構成する挽き板のこと。

〔具体施策〕

1. 持続的な資源利用をめざした森林整備の促進
 - ◆人工林資源の適切な保育管理の推進
 - ◆長伐期化や複層林化など、多様な森林整備の促進
 - ◆人工林資源の有効活用の推進
 - ◆伐採後の更新による資源の循環利用の推進
 - ◆有用広葉樹林の育成管理の推進
2. 資源の有効利用の推進
 - ◆人工林資源の有効利用の推進
 - ◆木材・木製品の地域利用による地材地消の推進
 - ◆森林バイオマス※資源の有効活用の検討
 - ◆森林資源の循環利用による森林関連産業の振興



※森林(木質)バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源(石炭や石油などの化石資源を除く)のうち、おが粉、チップ、樹皮、間伐材など森林からなるもの。

5-3 水産業の振興**1 水産業振興**

〔現状及び課題〕

《漁業経営》

- 当町の漁業は、沿岸漁業が主体で主な漁獲物は、サケ、タコ、カレイ、カニ、ナマコ、シシヤモ、コンブ、ホッキガイなどで、近年の平均水揚高は4億円程度で推移しています。
- 原油価格の影響により漁業用燃油価格が高騰し、漁業経営に影響を及ぼしているため、漁具整備や制度資金借入れに伴う利子補給を行い、漁家経済の負担軽減に努めています。
- 漁業経営体は、高齢化や後継者不足により減少を続けており、担い手の育成確保が必要となっています。

《漁場・資源増殖》

- 天然資源の減少を補う資源増殖に向けて、古くからサケのふ化放流やコンブ礁の造成、ホッキガイの半成貝放流、ホタテガイ養殖などを行っていますが、近年はタコ産卵礁と幼稚仔保育礁の設置によるタコの増殖とマツカワの種苗放流を行い、資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進に努めています。

《漁港・関連施設》

- 節婦漁港は、開港以来、逐次改修工事を進めてきましたが、近年においても地域水産物供給基盤整備事業により外防波堤の新設や中央埠頭の改良工事、漁船の安全航行のための航路や泊地の浚渫※についても継続的に実施し、より安全で使いやすい漁港整備を進めています。
- このほか、漁家ファックスの導入や製氷保管庫、海水滅菌装置の整備、共同作業所の改修を行い、日常の漁業活動の利便性を高めています。

※浚渫(しゅんせつ)

海底の土砂をさらうこと。

〔基本方向〕

- 限られた資源と漁場を有効に活用する資源管理型漁業の促進と漁場造成や種苗放流などによる、つくり育てる漁業の促進を支援し、漁業生産の安定・向上を図ります。
- 漁業生産技術の高度化や漁具等の近代化、後継者の育成確保などを支援し、漁業経営基盤の安定・強化を図ります。
- 漁港や漁業関連設備などの整備・促進を支援し、安全で効率的な漁業環境と就業環境の整備を進めます。

〔具体施策〕

1. 資源管理と漁場造成の推進
 - ◆資源管理型漁業の推進
 - ◆増殖場の維持・造成
 - ◆種苗放流等のつくり育てる漁業の推進
 - ◆未利用資源の有効活用の研究
2. 漁業経営基盤の安定強化
 - ◆漁業後継者の育成確保の推進
 - ◆漁業生産技術の高度化の推進
 - ◆漁業関連設備等の整備推進
 - ◆営漁資金等の利子補給支援
 - ◆その他経営安定対策の推進支援
3. 漁港と関連施設の整備
 - ◆漁港の維持管理と整備の促進
 - ◆漁港内浚渫による航路の安全確保
 - ◆漁港内の静穏化対策の推進
 - ◆漁業関連施設等の整備推進



5-4 商・工業の振興

1 商・工業振興

〔現状及び課題〕

《商業》

- 当町の商業は、卸売業商店数 2、小売業商店数 51、従業者数 282 人（平成 19 年商業統計）で小規模小売店が主体となっており、店舗数と販売額は減少傾向にあります。
- 町内の購買力は、消費者ニーズの多様化や都市大規模店舗の商圈拡大、新ひだか町静内地区における中核的商業ゾーンの充実などにより、多くが流出しています。

《商店街》

- 本町地区の商店街は道道拡幅に伴う建替えで一新されましたが、国道沿いに道の駅や農協店舗、コンビニエンスストアなどが進出し、役場庁舎やレ・コード館など公共施設の移転整備、踏切新設に伴う交通アクセスの向上などにより、人の流れは既存商店街から遠のいています。
- このことから、顧客確保に向けて、高齢化に対応した利便性の高い買物環境を目指し、より身近な店づくりと販売方法の工夫、地場産品を活かした商品開発などが求められています。

《工業》

- 本町の工業は、事業所数 8、従業員者数 94 人（平成 19 年工業統計）で、建設関連、食料品関連、木工関連、縫製関連などで構成されています。
- 町外からの企業進出は少なく、景気の低迷と業界内競争の激化などにより事業所数の減少と相まって、工業製品出荷額の減少が続いています。
- 町外からの企業誘致に大きな期待が出来ない今日の情勢ですが、新たに期待される分野として、資源の有効活用と循環型社会の形成に向けたバイオマス※資源を活用した環境関連産業の育成、誘致を検討する必要があります。

※バイオマス

家畜ふん尿、稲わら、食品廃棄物、林地残財などの再生可能な生物由来の有機性資源（石炭や石油などの化石資源を除く）。

《商工業等団体》

- 商工業者で組織する新冠町商工会（加盟者 162 人）は、会員の経営指導、融資相談などのほか、レ・コードスタンプ事業など、商店街活性化のための事業を実施し、商業者のサービス向上と地元購買力の向上に努めています。
- 今後は、交通弱者や定住移住環境の整備に着目した買物環境の整備、観光客誘致による地元消費の増大など、地域振興策と連動した一層の活動強化が望まれます。

〔基本方向〕

- 少子高齢化や消費者ニーズの変化による小売商業を取り巻く環境変化に対応した、経営改善の推進と魅力ある個店づくりを支援します。
- 地域農業や観光分野、定住促進などと連携した商業機能の向上を支援し、経営の近代化と地域の産業力を高めます。
- 関係団体と連携し、既存企業の協業化や新技術・新サービスの導入、新分野への進出などを支援し、地域の活性化と雇用の拡大を進めます。

〔具体施策〕

1. 地域商業の取組支援
 - ◆地域に根差した商業活動の取組推進
 - ◆経営改善と魅力ある個店づくりの取組推進
 - ◆商業活性化事業の推進
 - ◆中小企業融資制度の推進
 - ◆利子補給制度の拡充
 - ◆その他経営安定対策の推進支援
2. 商業機能の高度化推進
 - ◆農商工連携等による地域産業の振興推進
 - ◆異業種連携による商業機能の高度化推進
3. 企業の経営体質強化
 - ◆企業の協業化等、合理化のための取組推進
 - ◆新技術、新サービス、新分野進出等への取組推進
 - ◆中小企業融資制度の推進
 - ◆利子補給制度の拡充
4. 商工会の運営支援
 - ◆商工会事業の活動支援
 - ◆その他商業活性化の取組支援

5-5 観光の振興

1 観光振興

〔現状及び課題〕

《観光資源と観光施設》

- 当町の観光資源は、海、山、川、牧歌風景、森林公園などの豊かな自然環境と美しい景観に代表され、特に軽種馬牧場が集積しているサラブレッド銀座は、軽種馬がのどかに草を食む日高地方特有の風景であり、その特異性から国内有数の美しい景観と評価されています。
- しかし、町内最大の観光資源である軽種馬は、生産地であるが故の制約から十分な活用ができない状況にあります。
- 観光施設は、新冠温泉レ・コードの湯、レ・コード館、道の駅サラブレッドロード、ホロシリ乗馬クラブなどの整備により、観光入込客はかつての20万人(平成8年)から49万人まで急増(平成12年)しましたが、近年の景気後退やガソリンの高騰による出控えなどにより減少し、平成20年は34万人にとどまっています。
- 近年の観光は、観るだけの観光から体験型へシフトしており、多様化する観光ニーズに合わせた資源の発掘と受入体制の整備が求められ、グリーン・ツーリズム※を切り口とした新たな観光開発に取り組む必要があります。



※グリーン・ツーリズム

ファームイン、農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

《観光サービス》

- 交流人口の増加対策の一つとして、平成 20 年度から交流促進事業「新冠体験ツアー」を継続しています。都市住民や子供達を招き、農家との交流や農業体験、乗馬体験、キャンプ活動などを通し、新冠町の豊かな自然や文化に親しんでもらう機会を提供しています。
- 体験ツアーの発展方向として、民間事業者への経済波及効果が求められており、採算性のある事業への早期確立が望まれています。
- 観光客は、その土地ならではの「食」を求めているため、新冠を代表する料理の発掘を行う必要があるほか、来訪者に対するホスピタリティ[※]の向上に向けて、人材養成や組織づくりのための取組み強化を図る必要があります。

《広域観光連携》

- 日高中部 2 町（新冠町、新ひだか町）では、日高中部観光振興協議会を設立し（平成 13 年）、相互の観光資源を活かした取組みを展開しています。
近年、道内における新たな観光入込客の動向は、台湾、香港、中国などを中心とした東アジア圏からの外国人来訪客が急増していますが、主要な観光ルートから外れている日高管内にあっては、冬季のイベントがほとんどないことに加え、効果的な広告宣伝や受入体制の未整備などにより、来訪者数は極めて限定的な実態となっています。
- 外国人観光客を含めた観光・交流人口の増加を図っていくためには、町独自の取組み努力はもとより、日高管内、中部エリアなどとの効果的な連携強化を図り、実効性を高めていく必要があります。

〔基本方向〕

- 旅行目的や旅行形態の多様化、個性化に対応できる観光産業の育成を図るため、地域資源を活用した観光メニューの多様化やネットワーク化を促進し、観光の魅力づくりを高めます。
- 情報発信を拡充するとともに、地域ぐるみのホスピタリティを向上し、受入体制の整備・向上を図ります。
- 広域連携による観光プロモーションの強化や新たな広域観光ルートの開発などを研究し、滞在型観光を促進します。

※ホスピタリティ

観光客が安心して快適に観光できるように、地域の人々がおもてなしの心で接し、観光客をあたたかく迎えること。

〔具体施策〕

1. 観光の魅力づくりの推進

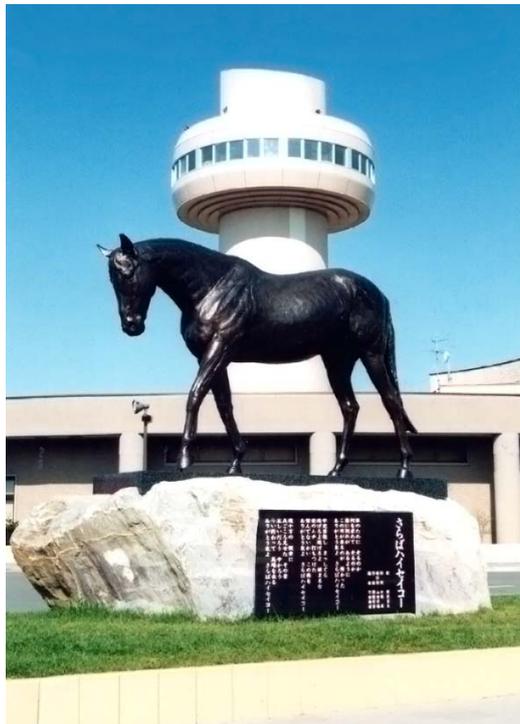
- ◆観光ニーズに応じた多様な観光メニューづくりの推進
- ◆観光拠点施設のネットワーク化の促進
- ◆都市住民等との交流促進事業の推進
- ◆地域ならではの「食」の充実とPR
- ◆観光関連施設や設備の整備促進
- ◆滞在型観光の促進強化

2. 観光企画の強化

- ◆観光案内情報の充実強化
- ◆観光ホスピタリティ※の向上
- ◆観光ガイド・ボランティアの育成検討
- ◆外国人観光客誘致のための環境整備の推進
- ◆観光専門業者との連携による観光企画の強化

3. 広域連携の推進

- ◆広域連携による観光プロモーション活動の推進
- ◆広域観光ルートの開発推進
- ◆その他広域連携事業の充実



※ホスピタリティ

観光客が安心して快適に観光できるように、地域の人々がおもてなしの心で接し、観光客をあたたかく迎えること。

5-6 雇用環境の充実

1 雇用対策

〔現状及び課題〕

- 北海道特有の気候や長引く景気の低迷及び産業構造の変化により、パートや日雇い、季節労働者などの雇用形態が増加し、雇用を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。
また、雇用機会を求めて都市部に流出する若者も後を絶ちません。
- このようなことから、就労意欲を持つ町民の就労を支援するため、企業やハローワークなどとの連携を強化しながら、地場産業や新産業の振興を図り、雇用機会の拡大や雇用安定に向けた取組みを進める必要があります。

〔基本方向〕

- 雇用機会の創出拡大を図るため、地域資源を活用した事業展開やそれに伴う事業の拡大、さらに企業誘致も目指しながら町内企業の活性化を促進します。
- 雇用の場の安定確保をめざします。
- 就労に生かせる技術や知識習得のため、各種研修会を実施します。
- 高齢者の能力や経験を生かし、仕事を通じて生きがいの充実が図られるよう、高齢者の就労機会の創出を促進します。

〔具体施策〕

1. 雇用の拡大
 - ◆ 新産業への参入や起業の促進
 - ◆ 町有地等を活用した企業誘致の推進
2. 就労の支援
 - ◆ 各種技能訓練や技能取得のための助成制度の周知と活用の促進
 - ◆ 関係団体・関係機関と連携し、求職・求人情報の提供
 - ◆ 町内事業者等との連携・協力による高齢者の就労機会の創出

第6章 学校・家庭・地域社会が一体となった人づくり

6-1 幼・小・中教育の充実

1 幼児教育の推進

〔現状及び課題〕

- 本町では保育所のみ設置されており、保育所で保育・教育を兼ねて行わざるを得ない状況にあり、幼稚園教育は近隣町の私立幼稚園に依存している現状にあります。
- 今後は、現在運営している施設の老朽化が著しいため、常設・地域保育所と子育て支援センターを集約し、豊かな施設環境をとおして保育・教育、そして子育て支援を充実する必要があります。
- そのため、保育と幼児教育を併せ持つ施設整備と並行して、幼児教育に対応する職員の研修や教育プログラムの策定を進める必要があります。

〔基本方向〕

- 0歳から就学前までの子どもに、連続性のある教育及び保育環境等の整備を進めます。
- すべての子育て家庭に子育ての喜びを実感できる支援を地域との連携のもとに行います。
- 育児不安の大きい保護者やその家庭への支援を含む地域子育て支援を充実します。
- 少子化の進行により子どもや兄弟の数が減少する中で、子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会を確保します。



〔具体施策〕

1. 保育・教育環境の整備
 - ◆認定こども園※の開設
 - ◆少人数学級によるゆとりある保育・教育の推進
 - ◆地域に開かれた園づくりの推進
2. 教育の連続性の確保
 - ◆幼・小・中一貫した生涯学習の基礎を培う教育の推進
 - ◆生きる力を育む指導方法や指導体制の工夫改善
 - ◆特別な配慮を必要とする幼児等に対する指導の工夫
3. 子育て支援の充実
 - ◆子育てサロン※等の工夫
 - ◆子育て家庭への情報提供
 - ◆子育てボランティアの育成
4. 集団活動や異年齢交流の促進
 - ◆小・中学生・高齢者等との交流促進
 - ◆異年齢保育の充実
 - ◆家庭教育と連携した食に関する実践的な指導の推進



※認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設。

※子育てサロン

子育て家庭が自由に集い、保護者が遊びの体験や情報交換などを通して、親子の関わりや他の親子との交流を深める場(空間)。

2 学校教育の充実

〔現状及び課題〕

《小学校・中学校教育》

- 平成 20 年 4 月の小学校統合により、学校の適正配置及び教育環境の整備が図られました。今後は、学校施設の老朽化に伴う大規模な改修工事が必要であり、教育活動の展開に即して、計画的に整備を進めていく必要があります。
- 平成 23 年度から小学校、平成 24 年度から中学校で実施される新学習指導要領に関わって、子どもの生きる力を培うために、円滑な移行及び移行後における適正な実施により、教育内容の充実が求められます。
- 特別支援教育[※]について、支援員の配置や協議会等の設置により、支援を必要とする児童生徒にきめ細かな対応を行っており、今後も関係機関と連携を取り、継続して支援を充実する必要があります。
- 情報化教育について、教職員用・児童生徒用コンピュータの配備、校内 LAN 化、電子黒板等情報化機器の整備を進めています。

《学校給食》

- 全校自校調理方式で実施されており、心あたたかい給食との評価は高く、さらに栄養教諭が配置されたことにより、食育の推進基盤がつけられました。
- 今後は、安心・安全な給食運営に努め、児童生徒一人ひとりの健康教育に関わる食育の一層の推進が望まれます。

《通学環境》

- 小学校統合によりスクールバスの小・中混乗、バス台数・路線の拡充が図られ、全町的な遠距離通学児童生徒のスクールバス通学体制が確立しました。
- 今後とも、安心・安全な通学体制の整備を推進していく必要があります。

《教職員》

- 教職員の研修事業について、町教育委員会が支援する教育研究協議会の充実により推進されました。
- 今後は、これらの継続に加え、町教育委員会が行なう研修事業についても研修計画を立て、積極的な参加を促す必要があります。

※特別支援教育

障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

《高校、大学等への奨学支援》

- 無利子貸付による奨学金制度により、高等学校だけでなく、大学等への進学に対しても支援しています。
- 今後も親の所得差による教育格差が生じないように、支援を継続する必要があります。

〔基本方向〕

- 地域や時代のニーズに応じた教育を充実するため、学校評価、教員評価等の充実や教員の指導力の向上を図り、信頼される学校づくりを進めます。
- 地域に根ざした教育課程を編成するために、学習指導要領の基礎・基本や、地域、子ども達の状況を把握し、授業の充実と授業時間の確保、少人数指導の充実、ICT※学習等により、確かな学力の育成を進めます。
- 子どもの健やかな成長を図るために、道徳教育の充実やスポーツ活動の積極的な展開、健康教育の充実、読書活動の充実あるいは、環境教育の推進により、豊かな心身の育成を図ります。
- 外や内に開かれた学校づくりや情報教育の充実、特別支援教育の充実、児童生徒の安心・安全ネットづくり等について適切なマネジメント※を展開し、学校経営の改善・充実を図ります。
- 学校支援地域本部※活動の充実を図り、各学校の教育ニーズに対応できるよう取り進めます。
- 教育委員会の組織力、活動力の強化充実を図ります。

※ICT(学習)

コンピュータ等のデジタル機器や情報通信ネットワーク(インターネット等)などの情報コミュニケーション技術を利用した学習。

※マネジメント

経営などの管理をすること。

※学校支援地域本部

地域全体で学校を支援し、地域ぐるみで子どもの教育を推進する取組み。
地域の大人がこれまで培ってきた知識や経験を生かしながら、子どもや学校の活動を支えていく、誰でも参加できるボランティア活動。

〔具体施策〕

1. 信頼される学校づくり

- ◆学校評価等による開かれた学校の推進
 - ◇説明責任の場と公表、外部評価の実施
 - ◇教員評価による実践意欲の向上・サービスの徹底
 - ◇地域行事等での協働
- ◆教員の指導力の向上
 - ◇研修活動の充実（学校訪問、外部研修、ミニ研修）
 - ◇研究団体の活性化（教研協等）
- ◆ニーズに応じた教育の実施
 - ◇食育の推進
 - ◇情報モラル教育
 - ◇職場体験学習
 - ◇馬の学習
- ◆学校行事の適切な実施
 - ◇入学式の改善
 - ◇卒業式の改善
 - ◇学芸会等の充実
 - ◇運動会の充実



2. 確かな学力の育成

- ◆授業の充実
 - ◇個に応ずる指導
 - ◇授業研究の実践
 - ◇家庭学習の充実と学力の向上
- ◆教育課程マネジメントの実施
 - ◇適切な教科、領域等の年間指導計画の作成
 - ◇P-D-C-A※による改善
- ◆新学習指導要領への対応
 - ◇授業時数の増加、小学校外国語活動
 - ◇移行措置に沿った計画の実施
- ◆体験的な学習の充実
 - ◇ICT※の活用

※P-D-C-A(サイクル)

Plan: 企画立案・計画、Do: 実施、Check: 評価、Action: 反映・改善。

※ICT(学習)

コンピュータ等のデジタル機器や情報通信ネットワーク(インターネット等)などの情報コミュニケーション技術を利用した学習。

- ◇地域の学習環境の活用
- ◇視聴覚教材・教具の活用
- ◆少人数指導の充実
 - ◇T T※の充実
 - ◇学校ボランティアの活用
- 3. 豊かな心身の育成
 - ◆道徳教育の充実
 - ◇2種類の副読本、心のノートの活用
 - ◇適切な指導計画の作成と実施
 - ◆スポーツ活動の積極的な展開
 - ◇夏のプール、冬のスポーツの充実
 - ◇体育指導の改善・充実（体カテスト）
 - ◇部活動の充実
 - ◆読書活動の充実
 - ◇様々な読書活動の展開（朝読書等）
 - ◇図書館教育の実施
 - ◆環境教育の推進
 - ◇環境保全の活動の展開（総合的な学習とボランティア活動）
 - ◇ふるさと新冠の自然を生かした環境学習
- 4. 学校経営の改善・充実
 - ◆適切なマネジメントの展開
 - ◇P-D-C-A※の確立
 - ◇外部との連携活動（PTA、学校評議員等）
 - ◆内に開かれた学校づくり
 - ◇地域への積極的な情報提供
 - ◇校内研修の活性化
 - ◆生徒指導体制の確立
 - ◇他機関との連携（青少年健全育成委員会、サポートチーム等）
 - ◇教育相談の充実

※TT(ティームティーチング)

複数の教師が協力して授業を行う指導方法で、その一つの方法として特定の教科で主に授業を進める先生と児童生徒に個別に対応する先生が役割分担をして、子ども達の個別の課題に応じた、きめ細かく行きとどいた指導を行うこと。

※P-D-C-A(サイクル)

Plan: 企画立案・計画、Do: 実施、Check: 評価、Action: 反映・改善。

- ◆特別支援教育※の充実
 - ◇個別指導計画、支援計画の改善
 - ◇コーディネーターの活用
 - ◇支援員の増員
- ◆児童生徒の安心・安全ネット
 - ◇スクールバスの運行（会議、添乗員）
 - ◇通学路の指導
 - ◇生徒指導のネットワークづくり
- 5. 学校支援地域本部※の活用
 - ◆学習支援
 - ◆部活動の支援
 - ◆学校ボランティア活動による支援
- 6. 教育委員会の活性化
 - ◆教育委員の積極的な活動（学校訪問・行事等への参画、機能の強化・研修活動）
 - ◆教育ニーズへの適切な対応（企画会議システムの充実、協議会等の充実）
 - ◆研修活動の企画、支援（ミニ研修講座の充実、教研協の活性化、就学指導委員会等の充実）
 - ◆積極的な情報の発信（HP、まなボード、役場ロビー等での発信）
 - ◆地域との協働体制づくり（PTAとの懇談、教職員との相談活動）
 - ◆施設・設備の改善・充実（ICT※の環境づくり、適切な校舎内外の整備）
 - ◆教育委員会の評価と報告

※特別支援教育

障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

※学校支援地域本部

地域全体で学校を支援し、地域ぐるみで子どもの教育を推進する取組み。

地域の大人がこれまで培ってきた知識や経験を生かしながら、子どもや学校の活動を支えていく、誰でも参加できるボランティア活動。

※ICT(学習)

コンピュータ等のデジタル機器や情報通信ネットワーク(インターネット等)などの情報コミュニケーション技術を利用した学習。

6-2 生涯教育の充実

1 レ・コード館での生涯学習の充実

〔現状及び課題〕

- レ・コード館等において、町民に広く開放された各種学習講座を提供しています。
また、町民自ら学習グループを結成し、自分達のライフスタイル※にあわせて自由な時間、題材で学習するといった動きも多く見受けられるようになりました。
- しかしながら、これらの情報が周知されているか、また、講座の内容が多様なニーズに応えるものになっているかといった点については、十分な検証はなされていません。
- 町民一人ひとりが意欲と主体性を持って計画し、参加する学習活動を支援する体制づくりについて、関係団体等と連携して、町民自らが行う講座や教室の開催を支援するなど、町民の多様なニーズに応えることが求められています。
- 図書プラザについては、生涯学習拠点の一つとして、町民の読書や学習、研究等のニーズに応えられるよう、資料の充実やコンピュータ化等の整備を進めています。
- 今後は、利用者の増加や多様化・専門化に対応するとともに、多角的なサービスを提供することが必要となっています。

〔基本方向〕

- 町民が生涯にわたって、自主的に学び続けることができる総合的な生涯学習推進システムの整備を図るとともに、学習機会の充実・体系化を推進します。
- レ・コード館や各種社会教育施設が、町民の生涯学習活動に一層利用しやすいものとなるよう、相互の連携を深め、運営の改善・整備を図ります。

※ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣を含めた個人の生き方。

〔具体施策〕

1. 生涯学習の推進

- ◆生涯学習の推進体制の確立
- ◆多様な要求に応える学習機会の提供と充実
- ◆学習相談の充実
- ◆指導者の養成と人材確保

2. 施設の有効活用

- ◆学習の場の活用
- ◆生涯学習関連施設等の整備
- ◆図書館機能の整備



2 社会教育事業の充実

〔現状及び課題〕

《高齢者教育》

- 高齢者学習のねらいは、社会の変化と自己の変化に適応することと、社会的貢献の喜びを得るための生きがいづくりにあります。高齢者同士の交流を通じた文化の歴史と伝承をテーマとして、レ・コード館を活用したレコードコンサートにおける、昔懐かしい音楽を聴きながら当時の思い出を話す取組み、町民福祉課と連携して健康・介護予防などの講演会・健康増進事業を実施しています。
- 参加者は、高齢者教育の充実した様々な学習活動などを通じて、楽しみながら健康で生きがいのある生活を送っており、引き続き事業を実施し、活動の活性化を一層進める必要があります。

《成人一般・女性等教育》

- 女性コミュニティ会議において、個々の学習意欲の高まりが見られることから、ニーズに応じた学習機会の拡充、情報提供、指導者の育成に努めています。
- 成人一般・女性教育については、ニーズに応じた学習機会の充実、情報提供、指導者の育成と確保に努め、自主的・主体的な活動が展開されるよう条件整備を図る必要があります。
- 青年活動については、さまざまな課題に対する学習機会の提供や地域活動の推進に努めていますが、一部積極的な参加が見られず参加者が固定化の傾向にあります。このことから、地域づくりへ積極的な参加を誘発するため、町や各種団体等の連携と協力が必要となっています。

《社会教育施設》

- 社会教育施設のうち、青年の家、青少年会館、児童館については老朽化が進んでいます。
また、各施設には専任の職員が配置されていないこともあり、設置目的に沿った施設主催の事業計画が立てづらい事情を抱えています。
- このため、全町的な視点に立ち、老朽化した施設の整備方針や将来的な事業展開などについて、検討を進める必要があります。

《音楽文化事業》

- 「レ・コード&音楽によるまちづくり」を目標に様々な事業や活動を展開してきましたが、特に平成 19 年度は、レ・コード館開館 10 周年記念イベントを開催し、まちづくりにおけるレ・コード館の価値を町民に改めて発信することとなりました。
- また、平成 20、21 年度の 2 ヶ年でレ・コード館外壁塗装工事等の大規模改修を行っていますが、さらに、設備等の改修が必要となっています。

- 今後は、レ・コード館を活用した文化活動や生涯学習について、その活動や経営など新たにマネジメント※する機能を働かせて再構築する必要があります。

〔基本方向〕

- 町民一人ひとりが生涯にわたって、潤いと生きがいのある充実した生活が営めるような生涯学習の構築に向けて、多様な学習支援サービスの提供を進めます。
- 社会教育の中核施設であるレ・コード館やスポーツセンターのネットワークを構築し、さらに他の社会教育施設や学校などの連携により、地域の教育力の向上を図ります。
- レ・コード館や他の社会教育施設について、適切な維持管理を進めます。
- 「レコード」と「音楽」のまちにふさわしい事業の推進により、当町ならではの独自性と魅力ある社会教育の実現をめざします。

〔具体施策〕

1. 高齢者教育の充実
 - ◆いきいき大学の改善・充実
 - ◆時代の変化に対応した学習活動の充実
 - ◆健康づくり支援の充実
2. 成人一般・女性教育の充実
 - ◆活動組織の充実とリーダーの育成
3. 社会教育施設の整備と有効活用
 - ◆計画的な施設の整備
4. 音楽文化事業の推進
 - ◆音楽推進計画の具現化による活動の活性化
 - ◆レ・コード館機能を生かした活動の展開
 - ◆音楽文化の収集、保存施設としての機能整備

《関連する計画》

- ・第6次新冠町社会教育中期計画

※マネジメント

最善の状態として、発展させていくこと。

3 青少年の健全育成

〔現状及び課題〕

- 思いやりと創造性豊かな青少年を育てていくためには、地域社会全体としての取組みが不可欠であるとの観点から、これまで家庭や地域、学校をはじめ、青少年健全育成委員会との連携を図りながら、学校教育の充実やさまざまな体験学習事業の実施、健全育成に関する活動への支援等の取組みを進めてきました。
- また、いじめや不登校、家庭内暴力や児童虐待、少年犯罪の増加、低年齢化など、青少年を取り巻く環境の悪化が社会問題となっており、当町においても核家族化や少子化が進行する中で、家庭、学校、地域が一体となって青少年の健全育成について取組みを展開することが求められています。
- このため、学校教育や社会教育活動、そして保健、福祉など幅広い分野にわたる施策や家庭、学校、地域、行政が一体となり、地域で子どもを育て、見守り、青少年の健全育成に取り組む環境づくりを進める必要があります。

〔基本方向〕

- 青少年の関連施設の整備とともに、子ども達の参加や交流を促しながら、家庭・学校・地域の連携による健全育成事業を進めます。
- 組織やボランティア活動を通じた育成を進めるため、青少年が主体となった組織づくりや活性化を進めます。
- 青少年が抱えるさまざまな問題に対し、関係機関と連携した適切な相談業務を推進するとともに、地域ぐるみの健全育成活動を推進します。

〔具体施策〕

1. 青少年の健全育成事業の推進
 - ◆ 体験的学習機会の充実と支援
 - ◆ 子ども達が参加しやすい事業の展開
2. 青少年組織の育成・活動の支援
 - ◆ 子ども会活動の育成と支援
 - ◆ 青年団体活動への支援
 - ◆ 指導者及びリーダーの育成
 - ◆ ボランティア活動の組織化と活動の支援
3. 青少年教育と明るい地域づくりの推進
 - ◆ 青少年健全育成委員会の充実
 - ◆ 地域環境づくりの推進

4 家庭教育の充実

〔現状及び課題〕

- 近年、核家族化や少子化、女性の社会進出の増加などに伴い、家庭を取り巻く環境が変化し、その教育機能の低下が指摘されています。
- 次代を担う子どもを健全に育てる原点は、親の役割であることが重要視されている中で、子どものしつけや基本的な生活習慣を学校に依存しがちであり、家庭教育に関する情報や学習機会に無関心で各種事業への参加率が低い現状にあります。
- 今後は、青少年健全育成委員会及び子ども会育成連絡協議会を中心として、家庭教育の重要性を再認識し、家庭の教育力向上のために家庭・学校・地域社会が一体となった支援体制づくりを進める必要があります。

〔基本方向〕

- 基本的な生活習慣の定着を図る幼・小・中の一貫した指導の充実を図ります。

〔具体施策〕

- ◆ 幼・小・中の一貫した指導の充実
 - ◇ P T Aの研修活動、学校支援地域本部の活動
 - ◇ 家庭教育学級や学習活動の支援と充実



5 生涯スポーツの推進

〔現状及び課題〕

- 少子高齢化の進行や都市化、情報化の進展、余暇の増大など大きな社会的変化の中で、充実した自由時間の実現と健康、生きがいづくりなどという視点から、町民のスポーツに対する志向が高まる傾向にあります。
- 特に、健康ブームからウォーキングやパークゴルフ等の健康増進のためのスポーツ人口が増える一方、競技スポーツや団体スポーツ人口は年々減少傾向にあります。
- また、子ども達の体力の低下は年々顕著であり、新しいスポーツ環境の整備と充実が今後のスポーツ振興を支え、発展させる大きな要素となっています。
- 今後は、競技スポーツの振興と健康増進に視点を当てたスポーツの振興を図る必要があります。

また、平成21年度に設立した総合型スポーツクラブを積極的に支援するとともに、老朽化した施設について計画的に整備を進める必要があります。

〔基本方向〕

- 町民が生涯にわたってスポーツやレクリエーション活動に気軽に親しめるよう、体育協会や各種スポーツ団体と連携して、事業の充実や指導者の養成、情報の提供の充実を図ります。
- 年代や体力に応じたスポーツの振興を図るとともに、ニュースポーツ※の普及など、スポーツを通じて交流や健康づくりなどができる場や機会・スポーツ環境の整備充実を図ります。

〔具体施策〕

1. 生涯スポーツ活動の推進

(1) 幼児期・少年期のスポーツの振興

- ◆体験型スポーツの積極的な推進
- ◆自然活動を取り入れたスポーツの提供
- ◆各種スポーツ大会の開催

※ニュースポーツ

20世紀後半以降に新しく考案されたスポーツのこと。軽スポーツ、レクリエーションスポーツとも呼ばれる。

- (2) 成人期・壮年期のスポーツの振興
 - ◆運動、体力相談の提供
 - ◆家庭で参加できるスポーツプログラムの提供
 - ◆競技スポーツの向上
 - ◆コミュニティスポーツ※の機会の充実
- (3) 高齢期のスポーツの振興
 - ◆健康運動を主体としたスポーツの提供
 - ◆他機関との連携によるプログラムの提供
- 2. 地域・職場での健康スポーツの増進
 - ◆関係機関等との連携、協力による事業の実施
 - ◆全町民参加型の健康・スポーツ増進のプログラムの提供
- 3. 町内スポーツ団体への支援
 - ◆新冠町体育協会組織の強化と充実
 - ◆スポーツ少年団組織の活性化及び協力
 - ◆総合型地域スポーツクラブ※ (NI・SPO) ※
の活動及び運営の支援及び協力
- 4. 子どもの体力向上への取組
 - ◆各小中学校との連携強化
 - ◆小中学校児童生徒を対象としたスポーツプログラムの実施
 - ◆部活動の活性化と技術向上の協力 (学校支援地域本部を中心に)
 - ◆子どもの指導者の育成
- 5. 多様な町民ニーズに応じたスポーツ環境の整備充実
 - ◆指導者の発掘及び育成
 - ◆学校開放事業の実施
 - ◆計画的な施設の整備

《関連する計画》

- ・新冠町スポーツ振興計画



※コミュニティスポーツ

地域社会などで住民が自発的、自主的に行うスポーツ活動。

※総合型地域スポーツクラブ

地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態であり、子どもから高齢者、初心者からアスリートまでが参加でき、質の高い指導者の下で、楽しみ、競技力向上など、個人のニーズに応じて活動できる複数種目型の総合的なクラブ。

※(NI・SPO:にいかっぷスポーツクラブ)

スポーツ少年団本部を主体として立ち上げた総合型地域スポーツクラブ。

6 郷土文化・芸術文化の推進

〔現状及び課題〕

《郷土文化》

- 近年、地域の豊かな自然と歴史・文化・産業等の地域特性を活かした地域づくりが盛んになっており、新冠の地域環境を活用したイベントや事業、展示などの工夫に努めていますが、総合的な体制づくりが不十分な状況にあります。
- 町内に現存する文化財や郷土芸能の保全、継承のための総合的な計画づくりや後継者の育成に努める必要があります。

《芸術文化》

- 生活や教育水準の向上、価値観の多様化などに伴い、質の高い優れた芸術や文化に接し、心の豊かさや潤いといった精神的、文化的な豊かさを求める動きが高まっていますが、自ら生きがいや自己実現を求めて創造的な文化活動に参加する町民は、減少傾向にあります。
- レ・コード館等において、文化協会が中心となり、町民が主体となった様々な芸術文化活動が行われ、活動成果の発表の場として作品展や芸能発表会が行われています。
- 今後も、町民が優れた芸術や文化に触れる機会の充実に努めるとともに、町民の芸術文化活動を支援していく必要があります。

〔基本方向〕

《郷土文化》

- 歴史に育まれ、継承されてきた郷土の歴史遺産や伝統文化を保存・公開し、郷土文化への関心を高めるとともに、歴史と伝統を活かした文化の創造・発信を進めます。

《芸術文化》

- 町民の芸術文化活動の進展に対応し、創造性が十分に発揮できる環境づくりや優れた芸術文化に触れる機会の充実と、町民の自主的な活動を支援します。



〔具体施策〕

1. 郷土文化の推進

- ◆身近な歴史遺産の保全と活用（特別展の開催）
 - ◇新冠町の近現代の文化保存の充実
- ◆郷土資料館の整備、活用
- ◆郷土芸能の保全と継承

2. 芸術文化の推進

- ◆優れた芸術や文化にふれる機会の充実
- ◆芸術文化の鑑賞機会の提供拡大
- ◆新冠町文化協会組織の強化と充実
- ◆芸術文化団体の育成、活動の支援
- ◆文化団体、文化施設等のネットワークづくりの推進



第7章 自立したまちづくり

7-1 協働のまちづくり

1 まちづくりの推進

〔現状及び課題〕

《地域活動》

- 日常生活における防犯や防災、環境美化や地域福祉等生活諸問題の解決など地域づくりの中心は、町内の全域で組織されている34の自治会が主体となって進められています。
- しかし、近年の人口減少や少子高齢化の進行、高齢独居世帯の増加などを背景に活動や担い手の確保など、自治会間に格差が生じてきています。
- また、小学校が廃校となった地域では、運動会等それまで地域一体となって取り組まれていた恒例行事が少なくなり、地域コミュニティ活動や地域間交流の機会が減少しています。
- このため、自治会の自主性・主体性を基本に地域担当職員制度※導入による新たな地域づくりや、学校跡施設の再利用を積極的に進めるなどして、地域活性化に取り組む必要があります。

《協働※》

- これまでのまちづくりにおける行政と町民の関わりは、各種委員会や審議会等への町民参加、町政（地域）懇談会での意見交換、自治会を通じた要望事項の集約などが主でありました。
- しかし、少子高齢化の進行や分権型社会への移行など、地域社会を取り巻く環境や住民生活における価値観の変化により、さまざまな分野で住民ニーズが多様化しており、これらすべてに行政が対応することは困難な状況となっています。

※地域担当職員制度

今後の自治体経営に不可欠な町民との協働を具現化させるため、情報の共有と地域自治の推進を支援する制度。

※協働

住民、行政、企業などの複数の主体が、それぞれの役割を分担しながら、共通する一つの目的に向かって、ともに力を合わせて活動することをいう。

- このことから、地域コミュニティの主体である自治会をはじめ、福祉、健康、環境、教育等さまざまな分野で活動しているボランティアや団体・サークル、さらには、企業や事業者など多様な主体と行政がまちづくりの目標に向かって協働する必要があります。
- また、現在の活動からさらなる発展を目指して、NPO法人[※]等の認定を受けようとする団体に対する情報提供や相談など、支援の充実を図る必要があります。

《人口確保》

- まちの根幹を成す人口は、昭和35年の11,166人をピークに現在（平成22年1月末住民基本台帳）では、5,863人まで減少しています。
- 人口減少の主な要因は、高度経済成長やバブル景気などの経済成長に伴う都市部への人口流出が大きく、近年ではバブル景気崩壊後の長引く不況の影響による、第1次産業の低迷や雇用情勢の悪化に伴う就業者数の減少、さらには、平成8年を前後に出生数が死亡数を下回る少子高齢化の影響による自然減となっています。
- このように人口減少が続くなか、民間による宅地分譲事業や定住移住促進プロジェクトの展開により、減少率は鈍化し始めています。
- 今後は、さらなる人口確保を図るため、圏域雇用の拡大をはじめ、産業、教育、子育て、医療、福祉、環境などあらゆる分野の充実・向上を図ると同時に、戦略としての定住・移住促進対策事業に取り組む必要があります。

《未利用公有財産等》

- 当町には、西泊津地区に保有する町有地をはじめ、青年の家隣接地や節婦グリーン団地跡地などの未利用町有地がありますが、これらを活用する町の事業計画等はありません。
- このことから、民間活力の導入なども視野に入れ、産業や観光、教育や福祉など幅広い分野における有効活用を促進し、地域振興や雇用の増大に繋げる必要があります。
- また、今後、子育て支援機能を集約した施設の建設を予定しており、これに伴って既存施設の新冠、節婦両保育所や子育て支援センターの遊休化が見込まれるとともに、各種公共施設の老朽化による大規模な改修や更新などが見込まれる状況となっています。

※NPO法人(Non-Profit Organization)

ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。NPO法人という場合は、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した法人の一般的総称。

- このため、新たな行政課題への対応や民間法人等の事業拡大など、遊休化する施設の有効な跡利用や老朽化が進んでいる施設について、利用状況や費用対効果などを検証し、施設のあり方や適正な配置を検討する必要があります。

〔基本方向〕

《地域活動》

- 自らの地域をあらためて見つめ直し、課題解決に向けて積極かつ主体的に取り組む地域づくりをめざします。

《協働※》

- 個人・団体・事業者等さまざまな主体と行政が連動し、協働※という新たなエネルギーにより、まちづくりを推進します。

《人口確保》

- 町民が住み続けたいと思い、町外の方から住んでみたいと思われるまちづくりをめざします。
- 本町の魅力を最大限に発揮して、町外からの移住を誘導することにより、人口の確保を図ります。

《未利用公有財産》

- 未利用町有地の有効活用による地域振興をめざします。
- 遊休施設の有効な跡利用と老朽化した施設のあり方などを検証し、適正な配置を図ります。



※協働

住民、行政、企業などの複数の主体が、それぞれの役割を分担しながら、共通する一つの目的に向かって、ともに力を合わせて活動することをいう。

〔具体施策〕

1. 地域活動の促進

- ◆地域担当職員制度※の推進
- ◆地域活動等への支援充実
- ◆自治会等と行政の連携強化

2. 協働※の推進

- ◆まちづくりへの町民参画の機会拡充
- ◆まちづくりを担う人材の育成、団体の育成・支援
- ◆協働※によるまちづくりの推進
 - ◇まちづくり基本条例等の制定検討
 - ◇自主的なまちづくり事業等への支援
- ◆広報広聴と連動したまちづくりの推進

3. 人口確保対策

(1) 総合的な施策の推進

- ◆総合計画の着実な推進
 - ◇庁内連携による施策の推進

(2) 戦略的な定住移住施策の展開

- ◆地域資源や町の強みを活かした移住者の誘導
 - ◇都市部への情報発信・PRの推進
 - ◇受け皿づくりと支援の充実
- ◆移住者の声を活かした事業の推進
 - ◇行政と住民のパートナーシップによる取組の推進
- ◆広域連携等の推進
 - ◇管内各町との連携による受入体制の確立
 - ◇民間事業者や東京新冠会等との連携促進

※地域担当職員制度

今後の自治体経営に不可欠な町民との協働を具現化させるため、情報の共有と地域自治の推進を支援する制度。

※協働

住民、行政、企業などの複数の主体が、それぞれの役割を分担しながら、共通する一つの目的に向かって、ともに力を合わせて活動することをいう。

4. 未利用公有財産の有効活用

(1) 未利用町有地の有効活用

- ◆地域振興を条件とした民間等への売却
- ◆民間活力の導入による新たな事業の創出

(2) 遊休施設の有効活用と処分

- ◆新たな行政課題に対応する跡施設利用
- ◆地域振興を条件とした民間等への売却
- ◆老朽化等により再利用が困難な施設の取り壊し



2 広報広聴の充実

〔現状及び課題〕

- 広報においては、毎月1回の広報誌発行やインターネットを活用したホームページ開設による情報発信のほか、自治会によるチラシ配布や情報メディアへの積極的な情報提供を行い、広く町内外に広報活動を行っています。
- 一方、広聴においては、町民と行政との意見交換、情報の共有を目的として、町政懇談会を年1回実施しています。
- しかし、協働※のまちづくりを推進するためには、広報と広聴が互いに連動し、町民と行政との双方向間でスムーズに情報を伝達させ、町民がまちづくりへ積極的に参画する仕組みづくりが必要です。

〔基本方向〕

- 創意工夫を凝らした広報・情報発信を積極的に進め、協働※のまちづくりに欠かすことのできない情報の共有化をめざします。
- 情報の共有により、町民の意見やアイデアなどがまちづくりに反映される広聴機能の充実をめざします。

〔具体施策〕

1. 広報活動の充実

- ◆ 広報にいかっぷの充実
- ◆ 高度情報化・IT化に対応した広報の充実
- ◆ 広報力の強化・充実

2. 広聴機能の充実

- ◆ 町政懇談会・意見交換会等の充実
- ◆ 意見公募や町政モニター※等の推進
- ◆ 地域担当職員制度※による地域と行政双方向の情報・意見伝達の確立

※協働

住民、行政、企業などの複数の主体が、それぞれの役割を分担しながら、共通する一つの目的に向かって、ともに力を合わせて活動することをいう。

※町政モニター(制度)

町の各種施策の改善と的確な推進を図るため、広く一般町民から意見や要望などを聞き取る方法。
(モニターを直訳すると監視・監査)

※地域担当職員制度

今後の自治体経営に不可欠な町民との協働を具現化させるため、情報の共有と地域自治の推進を支援する制度。

7-2 確かな行財政の確立

1 行政運営の充実

〔現状及び課題〕

《行政改革》

- 町は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 ヶ年間で推進期間とした「第 3 次新冠町行財政改革大綱」を策定し、具体的取組みを明示した推進計画により、自主性、自律性の高い財政運営を確保する観点から、財政健全化、事務事業・組織機構の見直し、公共施設の見直しなど 10 項目にわたり将来の町の発展を見据え、施策及び財政基盤を確立し行政需要の質・量の変化に的確に対応した行財政運営を維持発展させるため、行財政改革の推進に取り組んでいます。
- 町総合計画による実効性のあるまちづくりを推進するためには、健全な財政運営に努めることが重要であり、変動する地域経済や行政環境にも対応した行政改革の継続が必要です。

《行政運営》

- 地方分権の推進に伴い、新たな行政課題や多様な住民ニーズへの的確な対応が求められており、簡素で柔軟かつ迅速に即応できる効率的な組織体制とするため、課の再編・統合やグループ制[※]の導入など組織機構改革に加え、職員数の適正管理計画による職員数の抑制にも段階的に取り組んでいます。
- また、現行組織の体系、事務処理体制等の再検証を進め、より効率的かつ機動的な行政運営を行うことができる組織体制の確立に努めています。
- 今後は、これまで以上に地域情勢の変化や住民の視点に立った対応が必要であり、職員は住民の多様なニーズや地域で抱えるさまざまな課題を的確に把握するとともに、これを解決するための政策を主体的に形成していく能力の向上が求められます。

※グループ制

係制を廃止し、所管する事務を所属職員によるグループ体制で処理することにより、職員間の協力体制を高め、迅速で効率的な事務処理を行うもの。

〔基本方向〕

- 変動する地域経済や行政環境に対応した行政改革を推進し、効果的かつ効率的な行政サービスの提供を図ります。
- 町民から信頼される行政運営に取り組むとともに、町民と一体となった協働※のまちづくりを進めます。

〔具体施策〕

1. 行政改革の推進
 - ◆事務事業の改善と効率化の推進
 - ◆組織機構等の改善
2. 行政運営の推進
 - ◆職員能力の開発・資質の向上
 - ◆地域担当職員制度※の推進
 - ◆庁舎の適正な維持管理
 - ◆開かれた行政（情報公開）の推進

《関連する計画》

- ・第3次新冠町行財政改革大綱推進計画



※協働

住民、行政、企業などの複数の主体が、それぞれの役割を分担しながら、共通する一つの目的に向かって、ともに力を合わせて活動することをいう。

※地域担当職員制度

今後の自治体経営に不可欠な町民との協働を具現化させるため、情報の共有と地域自治の推進を支援する制度。

2 財政運営の確立

〔現状及び課題〕

《財政運営》

- 本町の財政は、町税収入などの自主財源の占める割合は低く、地方交付税※をはじめとする依存財源の占める割合が高いため、国や北海道の方針により大きく影響を受けやすい財政構造になっています。
- 平成 18 年に第 3 次新冠町行財政改革大綱を策定し行財政改革により、事務事業の効率的な執行や経費の削減に取り組んできましたが、過去の大規模事業の町債※償還が大きいため、実質公債費比率※が高くなっています。
- また、異常気象による災害などの突発的な要因で、基金残高は減少していることから財政運営の弾力性が厳しくなっています。
- このため、今後は、財政を圧迫している大きな要因の町債※について、各年度の起債※額と償還額の均衡を図ることで町債※残高を抑制し、収支の均衡に努めた財政運営を確保する必要があります。

《税務行政》

- 世界同時不況は、雇用の崩壊を招き完全失業率は昭和 28 年以来最悪の状態となっています。
- この世界同時不況は、当町においてもあらゆる分野に影響を与え、特に所得の減少は税の減収を招く現状にあり、日本経済の早期回復が望まれるところです。
- この様な中、自主財源である町税等の安定的確保のため、徴収及び課税上の諸問題に的確に対応し、円滑な税務行政の推進により、税収の確保を図る必要があります。

※地方交付税

地方公共団体の運営の自主性を損なうことなくその財源の均衡化を図り、国が必要な財源の確保と交付基準の設定を通じて、地方行政の計画的な運営を保障することによって地方自治の本旨の実現と地方公共団体の独立性を強化することを目的とした交付金。

※町債(地方債)

インフラ整備事業などに要する資金を国や銀行などから借入れる、町の長期にわたる借入金のこと。

※実質公債費比率

町の会計全般における公債費(借金返済額)の割合。3カ年の平均値が 18%を超えると、地方債借入の許可団体となり、25%を超えると一部の地方債の許可に制約を受けることとなる。

※起債

地方債(町債)を起こすこと。借入れをすること。

〔基本方向〕

《財政運営》

- 町財政を圧迫している町債※残高を圧縮し、町債※発行額と償還額の均衡を図り安定的な財政運営と、財政規模に応じたまちづくりをめざします。

《税務行政》

- 住民の納税意識の高揚を図り、収納率の向上、滞納額の減少、税負担の公平化及び納期内納付による安定した税収の確保をめざします。
- 関係機関との連携による徴収体制の強化、充実を図ります。

〔具体施策〕

1. 健全財政の推進

- ◆ 中期的財政推計の策定
 - ◇ 人口動態、産業構造等を見据えた財政規模の設定
 - ◇ 町有施設の計画的な修繕、改修の実行
 - ◇ 財政規模に応じた町債※発行
- ◆ 個別事業財政シミュレーション※の確立

2. 収納対策の強化

- ◆ 収納率向上対策
 - ◇ 納税強調月間の推進
 - ◇ 新冠町税の滞納に対する制限措置に関する条例の運用
 - ◇ 夜間臨戸徴収及び移動納付窓口の開催
 - ◇ 納税者の実情に合わせた徴収計画の策定
 - ◇ 差押等による滞納処分の強化
 - ◇ 文書、電話催告による納期内自主納付と新規滞納者の発生防止対策
 - ◇ 特別徴収義務者※の拡大
- ◆ 関係機関との情報の共有化

※町債(地方債)

インフラ整備事業などに要する資金を国や銀行などから借入れる、町の長期にわたる借入金のこと。

※シミュレーション

試算、推計、予測など。

※特別徴収義務者

地方税法及び各市町村の条例の規定により指定を受けた給与や公的年金の支払者のこと。
(3人以上の従業員を雇用する事業所など。)

3 広域行政の推進

〔現状及び課題〕

- 行政の効率化や効果的な事務事業の推進を図るため、介護保険やし尿・ごみ処理、消防に関することなどについて、一部事務組合などを組織し各町において共通する事務事業を共同で処理しています。
- また、管内各町が連携して日高地方の振興を図るため、地方自治法に基づき北海道日高地方振興協議会を組織し、総合的な計画の策定及び地域の整備に関する連絡調整等を行っています。
- 今後は、対外的に実施している様々な事業レベルにおいて、他町と連携や共同実施することによって、一層の成果や効果が期待できるものについては、積極的に取組みを進める必要があります。
- また、国が推進している定住自立圏構想※に関連して、日高地方として、新たな定住の受け皿を形成するための調査・研究等に取り組む必要があります。

〔基本方向〕

- 近隣町と連携し共通する事務事業の共同処理を進め、高度化・専門化する行政サービスへの対応と効率的・効果的な行財政の確立により、持続可能な基礎自治体をめざします。
- 圏域を越え、都市や企業等との連携を推進し、新たな事業展開による地域の活性化をめざします。

〔具体施策〕

1. 日高広域圏行政の推進
 - ◆新たな事務事業の共同化
 - ◆公共施設の相互利用や広域的視点に立った施設整備の調整
2. 広域連携の拡大
 - ◆広域行政圏以外の都市との事業連携
 - ◆企業や各種団体との事業連携

《関連する計画》

- ・第5次日高広域市町村圏振興計画（管内町）
- ・新・北海道総合計画「道央広域連携地域政策展開方針」（北海道）

※定住自立圏構想

地方から大都市への人口流出を防ぐため、市町村の境界を越えた圏域をつくる構想。中心市と周辺市町村は具体的な連携策を盛り込んだ協定を結び、「定住自立圏共生ビジョン」を策定。

附属資料



Niikappu

諮 問 書

新 総 企 号
平成 21 年 2 月 9 日

豊かな新冠町を造る計画委員会会長 様

新冠町長 小 竹 國 昭

第 5 次新冠町総合計画の策定について（諮問）

“こころある暮らし レ・コードなまち にいかっふ” 第 4 次新冠町総合計画が平成 21 年度をもって終了いたします。

このため、まちの将来の振興と発展を展望する、新しい新冠町総合計画の樹立にあたり、その基本的な構想と計画の策定について諮問いたします。

記

〔計画策定にあたっての基本的事項〕

1. 基本構想

平成 22 年度を初年度とし、平成 31 年度を目標年度とする基本的な構想の策定

2. 基本計画

基本構想に基づく基本計画の樹立

平成22年 3月 2日

新冠町長 小竹 國昭 様

豊かな新冠町を造る計画委員会
会長 橋本 正美

第5次新冠町総合計画の策定について（答申）

平成21年2月9日付け新総企号で諮問のありました第5次新冠町総合計画の策定について、本委員会において慎重に審議した結果、別冊のとおり答申いたします。

この計画は、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、深刻化する地球規模での環境問題、高度情報化社会の進展、景気・経済の低迷など社会構造の変化や社会環境が厳しさを増すなか、これまでの町の歩みと成果を継承し、新冠町の特性を活かすとともに、「レ・コード」すなわち「心を重視」した創造的なまちづくりを目標とした計画です。

「笑顔あふれる『レ・コードなまち』にいかっぷ」をめざし、町民の理解と参画を得ながら、新しいまちづくりに邁進されるよう期待いたします。

豊かな新冠町を造る計画委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
会 長	橋 本 正 美	新冠町商工会	会長
副会長	浅 川 豊	新冠町農業協同組合	代表理事組合長
委 員	榊 明 彦	新冠町軽種馬生産振興会	会長
〃	庄 司 信 幸	新冠町酪農振興会	会長
〃	佐 藤 栄 治	新冠町和牛生産改良組合	組合長
〃	小田島 栄	新冠町稲作振興会	会長
〃	竹 中 浩 二	新冠町そ菜・園芸振興会	会長
〃	片 山 豊	新冠町農業委員会	会長
〃	徳 田 貢	ひだか漁業協同組合	副組合長理事
〃	栗 山 哲 弘	新冠町観光協会	理事
〃	佐 藤 保 人	新冠建設協会	会長
〃	小 林 悟	新冠町教育委員会	委員長
〃	但 野 裕 之	新冠町社会教育委員協議会	副会長
〃	大 下 謙 二	新冠町文化協会	副会長
〃	佐々木 喜美子	新冠町女性コミュニティ会議	会長
〃	中 川 光 雄	新冠町子ども会育成連絡協議会	会長
〃	加賀谷 俊 介	新冠町社会福祉協議会	理事
〃	林 健 一	日高中部消防組合新冠消防団	団長
〃	谷 口 貞 保	新冠町交通安全協会	会長
〃	町 田 登	新冠町民生委員児童委員協議会	会長
〃	鎌 田 盛 行	新冠町身体障害者福祉協会	会長
〃	清 水 秀 人	新冠町勤労青少年育成会	監事
〃	前 山 光 暁	新冠町PTA連合会	副会長
〃	深 井 聖 一	連合北海道新冠地区連合会	会長
〃	今 村 裕	新冠町体育協会	副会長
〃	加 藤 夢 二	新冠町青年団体協議会	会長
〃	山 本 将 之	新冠町農業協同組合青年部	部長
〃	村 上 和 子	新冠町農業協同組合女性部	部長
〃	橋 本 一 美	新冠町商工会青年部	部長
〃	杉 田 友 子	新冠町商工会女性部	部長
〃	中 村 陸 男	新冠町自治会連合会	会長
〃	草 野 喜 昭	日高中部森林組合	理事
〃	小 室 亜沙子	子育てサークル“ピグレット”	代表
〃	荒 井 亜 紀	一般公募（有限会社ノマドック）	代表

豊かな新冠町を造る計画委員会参与名簿

所 属	役 職	氏 名
新冠町農業協同組合	参 事	北 所 正 視
ひだか漁業協同組合新冠支所	支所長	山 本 邦 光
新冠町商工会	事務局長	佐 藤 正
新冠町社会福祉協議会	事務局長	湯 川 剛
新冠町 出納室	室 長	扇 谷 勉
〃 財務課	課 長	鹿 野 慎 二
〃 建設水道課	課 長	鳴 海 修 司
〃 産業課	課 長	泉 一 彦
〃 町民福祉課	課 長	中 村 修 二
〃 保育センター	センター長	福 井 法 正
新冠町国民健康保険病院	事務長	有 田 秀 樹
新冠町特別養護老人ホーム 恵寿荘	所 長	道 政 満
新冠町教育委員会 管理課	課 長	横 井 敏 晴
〃 社会教育課	課 長	荒 木 正 光
新冠町議会事務局	事務局長	山 岡 栄 治
日高中部消防組合消防署新冠支署	支署長	大 沢 仁
新冠町 総務企画課	課 長	湯 沼 博

所 属	役 職	氏 名
新冠町 総務企画課	課 長	湯 沼 博
〃 まちづくりグループ	総括主幹	堤 秀 文
〃	副主幹	佐 藤 正 秀
〃	主 査	坂 元 一 馬

豊かな新冠町を造る計画委員会《専門部会》構成

区分	産業振興部会	社会環境部会	町民生活部会	文教部会	総括部会
部会長	庄 司 信 幸	草 野 喜 昭	鎌 田 盛 行	中 川 光 雄	必要に応じて部会を設置する。
副部会長	片 山 豊	中 村 陸 男	佐々木 喜美子	今 村 裕	
部会委員	○浅 川 豊	栗 山 哲 弘	加賀谷 俊 介	小 林 悟	
	榊 明 彦	佐 藤 保 人	町 田 登	但 野 裕 之	
	佐 藤 栄 治	林 健 一	村 上 和 子	大 下 謙 二	
	小田島 栄	谷 口 貞 保	杉 田 友 子	清 水 秀 人	
	竹 中 浩 二	山 本 将 之	小 室 亜沙子	前 山 光 暁	
	徳 田 貢	橋 本 一 美	荒 井 亜 紀	深 井 聖 一	
	◎橋 本 正 美		加 藤 夢 二		
参与	北 所 正 視	鳴 海 修 司	湯 川 剛	横 井 敏 晴	扇 谷 勉
	山 本 邦 光	泉 一 彦	中 村 修 二	荒 木 正 光	鹿 野 慎 二
	佐 藤 正	中 村 修 二	福 井 法 正	福 井 法 正	山 岡 栄 治
	泉 一 彦	大 沢 仁	有 田 秀 樹		湯 沼 博
	中 村 修 二	湯 沼 博	道 政 満		
審議する 施策区分	農林水産業、商工業、 観光、雇用・労働など	環境、衛生、防災、防 犯、消防、救急、交通 安全、生活基盤など	福祉、保健、医療 など	生涯学習、社会教育ス ポーツ、学校教育芸 術・文化など	町民参画・協働、行財 政、広域行政など

◎会長 ○副会長

総合計画策定に関する組織

